



脱炭素経営とSBTについて

2025年 2月14日

環境省 近畿地方環境事務所
古川 泰成



1. 気候変動の影響
2. 国際的な動向
3. 我が国の現状
4. 脱炭素経営とは？
5. SBTについて
6. 中小企業版SBTについて

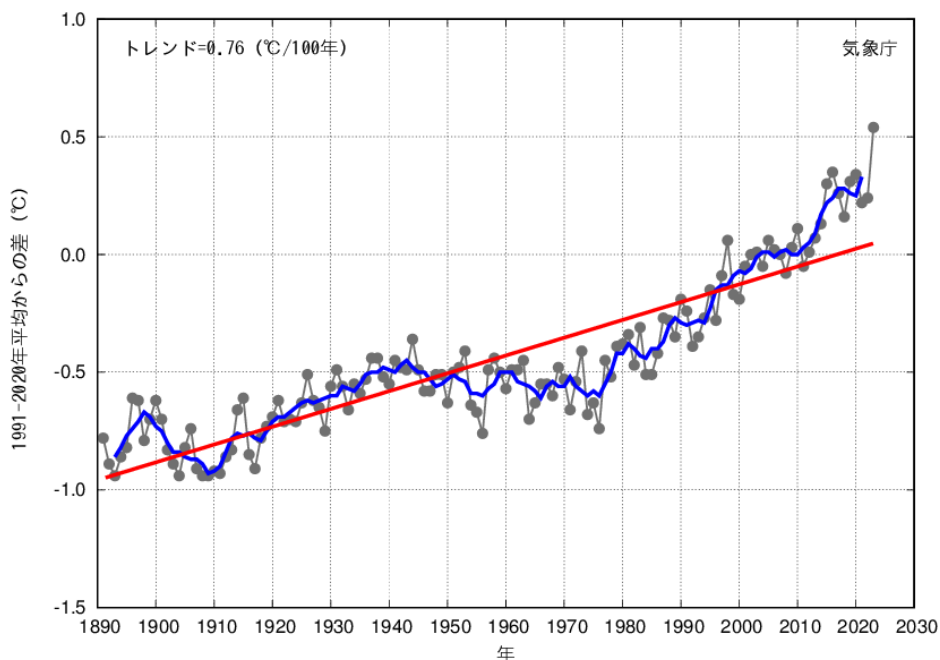
1. 気候変動の影響

世界と日本の平均気温の変化(2023年まで)

- 世界の年平均気温は、100年あたり0.76℃の割合で上昇している。
- 2023年の世界の年平均気温は、1891年以降で一番高い値になった。
- 日本の年平均気温は、100年あたり1.35℃の割合で上昇している。
- 2023年の日本の年平均気温は、1898年以降で一番高い値になった。

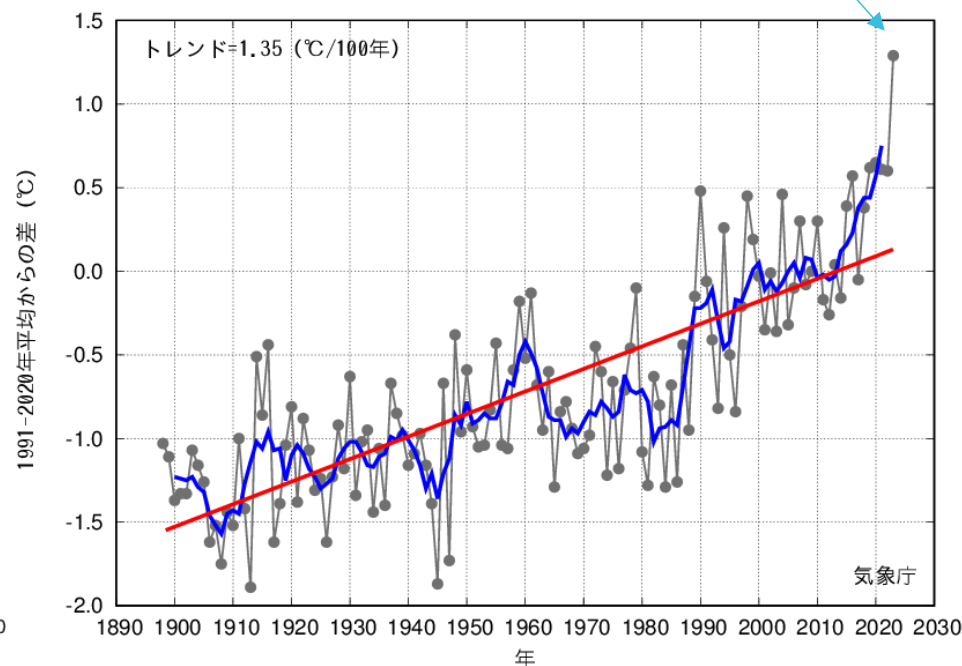
※2024年日本の平均気温も（6～8月）、平年値より1.76度高く、2023年と並び「最も暑い夏」となった。

世界の年平均気温偏差



- 1位：2023年 (+0.54℃)
- 2位：2016年 (+0.35℃)
- 3位：2020年 (+0.34℃)
- 4位：2019年 (+0.31℃)
- 5位：2015年 (+0.30℃)

日本の年平均気温偏差



- 1位：2023年 (+1.29℃)
- 2位：2020年 (+0.65℃)
- 3位：2019年 (+0.62℃)
- 4位：2021年 (+0.61℃)
- 5位：2022年 (+0.60℃)

※過去5年を赤字表記

出典：気象庁HP

<参考> 地球全体の二酸化炭素濃度の年増加量について

2023年度から2024年の二酸化炭素年増加量が、2011年以降最大の3.5ppm/年となった

令和7年2月6日の環境省報道発表より

GOSATによる二酸化炭素の全大気平均濃度とその年増加量

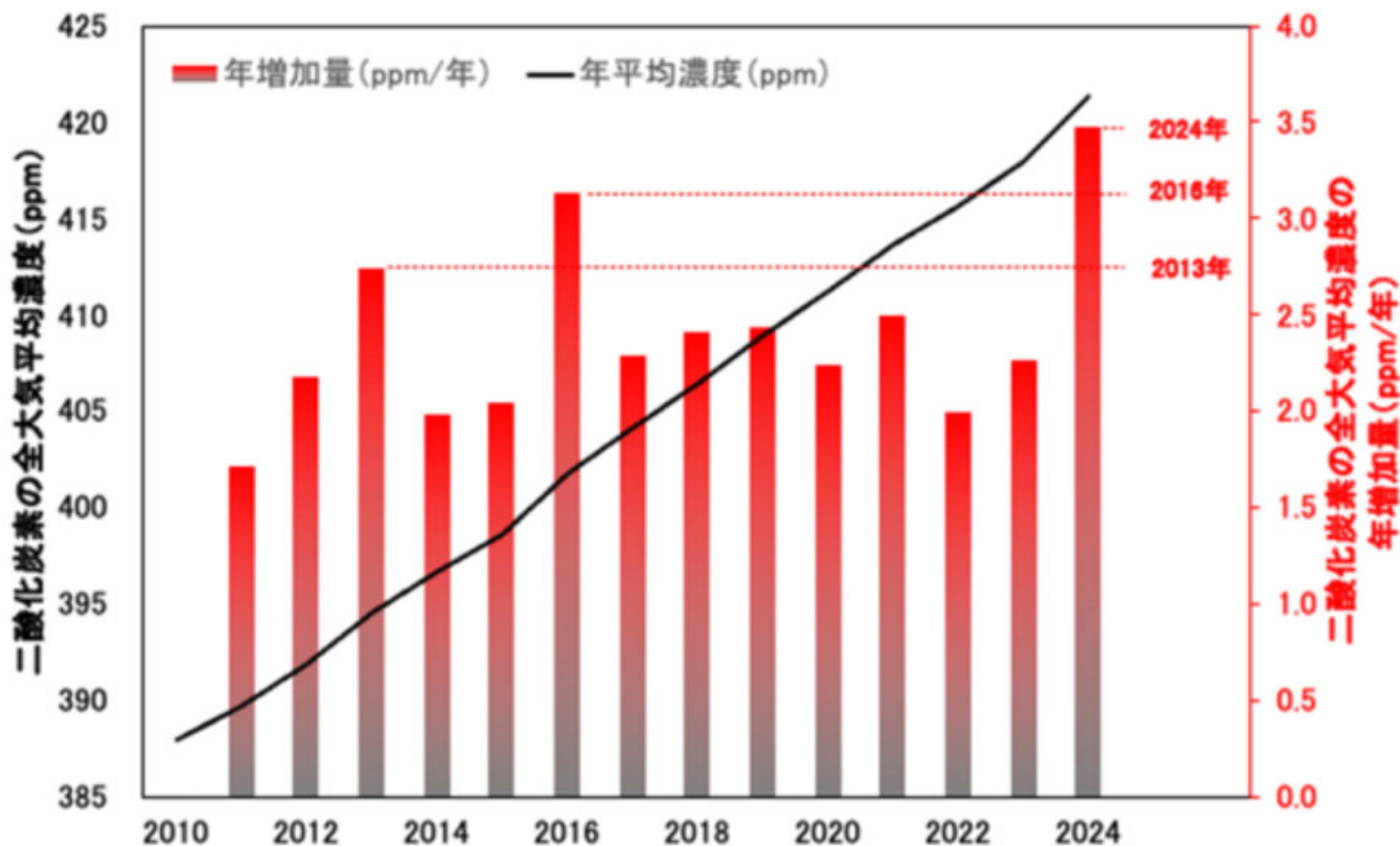


図1 GOSATによる二酸化炭素の全大気平均濃度の年平均値（黒折れ線グラフ、2010年から2024年）とその年増加量（赤棒グラフ、2011年から2024年）（四捨五入のため、図1の全大気平均濃度および年増加量と表1の数値が一致しないこともあります）

近年の主な世界の異常気象 (2019~2021年)

これまで発生した極端現象の一部について、気候変動の影響が指摘されている

気候変動の進行に伴い、**極端現象の強度及び頻度が増大する可能性**が予測されている

IPCCによると、平均気温が2度上昇すると、産業革命前に10年に1回発生するような異常気象の頻度は、熱波5・6倍、大雨1・7倍、干ばつ2・4倍まで高まる

北極

2019年9月に日あたり**海氷面積**が、衛星観測記録史上2番目に小さい値を記録。

アメリカ

大雨・洪水

2018年7月~2019年6月の米域における平均降水量は史上最高。ミシシッピ流域ルイジアナ州で**7ヶ月の長期的洪水**。カナダオタワ地域では**6000世帯**が浸水。

熱波

2020年8月16日、カリフォルニア・デスバレーで**54.4℃**を記録。

2021年6~7月の熱波により北米西部では**780人以上**が死亡。

2021年6月29日、カナダ西部のリットンで**49.6℃の日最高気温**を観測し、**カナダの国内最高記録を更新**。

森林火災

2020年7月31日以降、カリフォルニアで大規模な山火が発生。消失面積が過去最大となる。

アフリカ

熱帯低気圧

2019年3月にモザンビーク、ジンバブエに関連の死者数**900人以上**。南半球熱帯低気圧によるものとしては過去**100年間**で最悪の被害。

シベリア

熱波

2020年1月から6月にかけて記録的な高温。シベリア北部で**38.0℃**を観測。

ヨーロッパ

熱波

2019年6月にフランス南部で**46.0℃**を記録（観測史上最高）他6カ国でも最高記録を更新。

高潮

2019年11月にベネチアで高潮により水位が**1.85m上昇**（1966年以降最高）。

大雨・洪水

2021年7月中旬、ヨーロッパ西部で記録的な大雨があり洪水が発生。ドイツ~ベルギーでは、2021年7月中旬の大雨により**240人以上**が死亡。

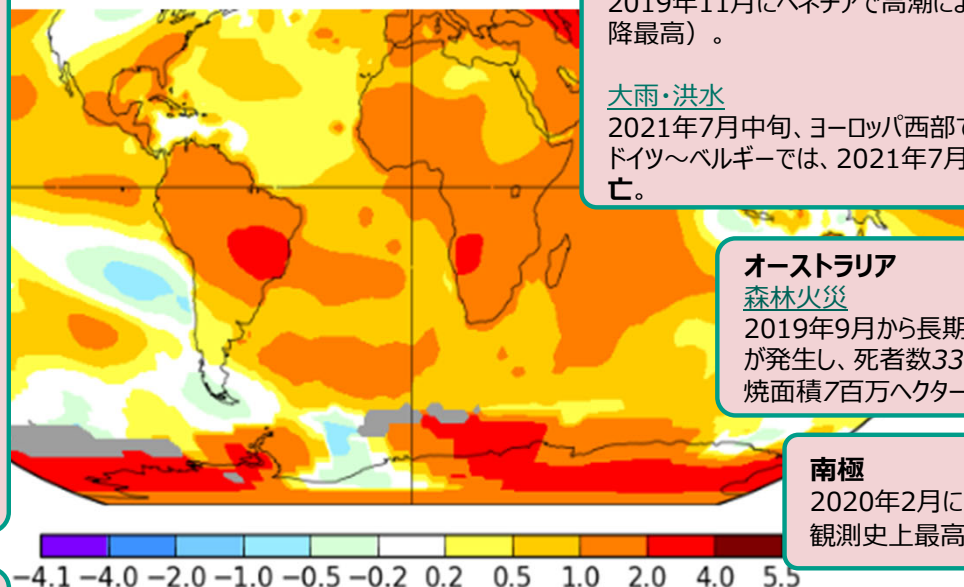
オーストラリア

森林火災

2019年9月から長期的かつ広範囲にわたって森林火災が発生し、死者数**33名**、住宅焼失**2000軒以上**、延焼面積**7百万ヘクタール**。

南極

2020年2月に、南極半島北端のJxujw&is;で観測史上最高の**18.3℃**を記録。



背景：1960年と2019年の年平均気温の差（℃）
（NASA GISS Surface Temperature Analysisにより作成）

出典：WMO State of Global Climate in 2019、各種報道など

<IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第6次統合報告書（2023年3月）>

「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、

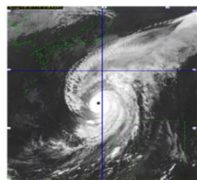
1850～1900年を基準とした世界平均気温は2011～2020年に1.1℃の温暖化に達した」

- 既に気候変動による影響は様々生じており、地域の暮らしが脅かされている
- 将来、年平均気温や海面水温は更に上昇することが予測されている
(2023年の年平均気温は観測史上 最も暑い年)

気象災害

令和元年 台風19号

大型で強い勢力で関東地域に上陸。箱根町では、総雨量が1000ミリを超える。



令和元年台風19号
(ひまわり8号赤外画像、気象庁提供)



令和2年7月豪雨
大分県日田市の流された橋

令和2年 7月豪雨

活発な梅雨前線が長期間停滞し、広い範囲で記録的な大雨。熊本県を中心に甚大な被害が発生。

令和4年 台風14号

大型で非常に強い勢力を保ったまま鹿児島県に上陸。広い範囲で暴風となったほか、高潮による被害も発生。

令和5年 梅雨期の大雨

6月初めは梅雨前線が本州付近に停滞し、東・西日本の太平洋側で線状降水帯が相次いで発生。167地点で24時間降水量が6月としての1位を更新。

農林水産業

高温による生育障害や品質低下

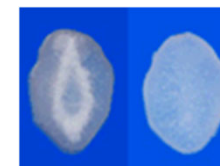


図 水稻の「白未熟粒」(左)と「正常粒」(右)の断面
(写真提供：農林水産省)

自然生態系

サンゴの白化、ニホンライチョウの生息域減少



図 サンゴの白化
(写真提供：環境省)

健康 (熱中症・感染症)

熱中症による死亡者数の増加、デング熱の媒介生物であるヒトスジシマカの分布北上



図 ヒトスジシマカ
(写真提供：国立感染症研究所 昆虫医科学部)

2. 国際的な動向

国際的な取組（パリ協定以降、脱炭素化が世界的な潮流に）



2015年12月 パリ協定が採択（COP21）

- ・ **2℃目標(1.5℃に抑える努力を継続)**、今世紀後半に**温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡**を達成
- ・ 適応、資金、能力構築、技術、透明性等、全ての国の関心を盛り込んだ包括的な内容
- ・ 5年ごとのサイクル

すべての国が**排出削減目標をNDC**として作ることを定めた

気候変動に関する
政府間パネル

2018年10月

IPCC1.5℃特別報告書公表

- **1.5℃特別報告書**：2018年10月に公表された同報告書では、現時点で約1度温暖化しており、現状のペースでいけば2030年～2052年の間に1.5度まで上昇する可能性が高いこと、**1.5度を大きく超えないためには、2050年前後のCO2排出量が正味ゼロとなる必要がある**との見解を示す。

2018年12月 COP24

- ・ **パリ協定ルールブックの合意**（市場メカニズムルールを除く）

2021年11月 COP26

- ・ **パリ協定ルールブックの完成**（COP24で合意できなかった市場メカニズムルールの合意）
- ・ **グラスゴー気候合意**（**1.5℃目標の達成に向けた野心の向上**、適応、資金、損失と損害、実施 等）

2023年12月 COP28

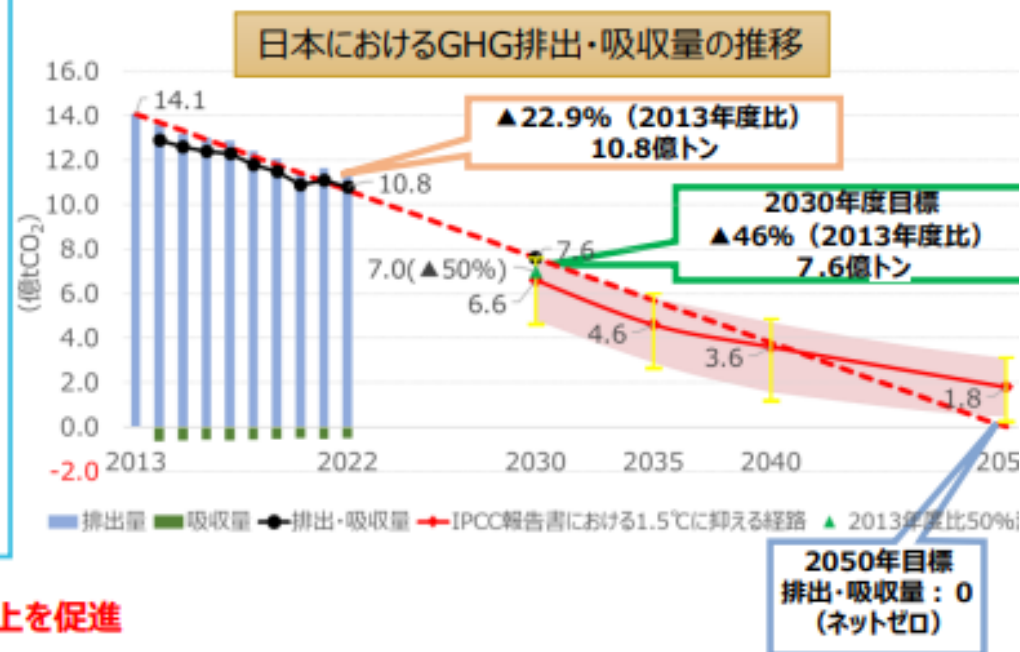
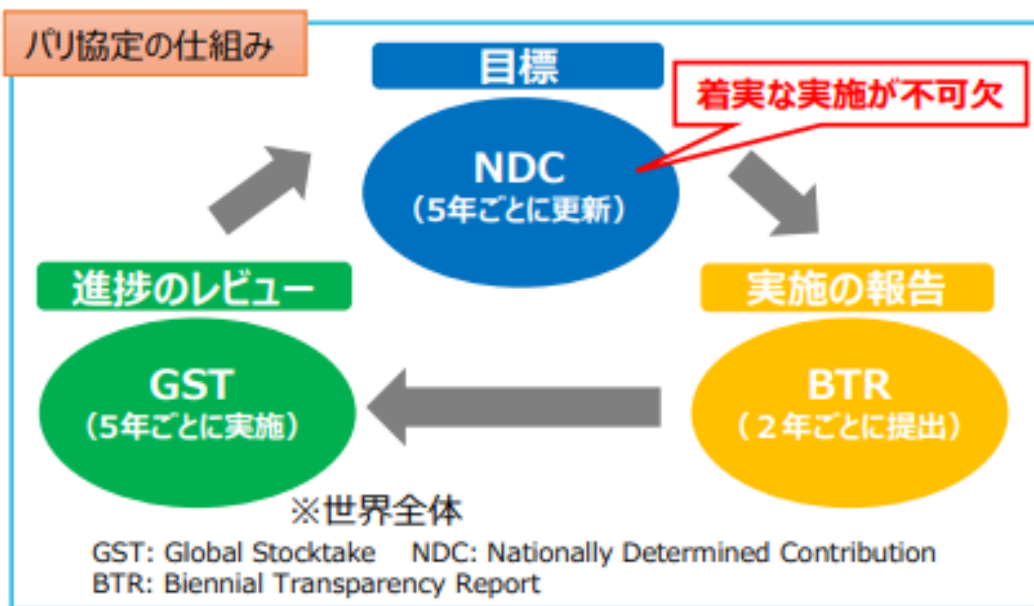
- ・ パリ協定の目標に対する進捗を確認する**第1回グローバル・ストックテイク（GST）**が完了
- ・ **1.5℃目標達成のための緊急的な行動の必要性、化石燃料からの移行等に合意**

パリ協定の目標達成に向けた世界全体の気候変動対策の**進捗評価**

NDC実施と透明性向上に向けた共同行動

2024年11月18日 日本国政府

- 各国は、2025年2月までに、グローバルストックテイクの結果を踏まえ、**1.5度目標と統合的で野心的なNDC**を提出する必要がある。
- 緩和は、**NDCで野心を掲げて終わりではなく、着実に実施し、その野心を実現してこそ意味を成す**継続的な活動である。
- 日本は、各国がNDCに基づき緩和の取組を着実に実施し、透明性を確保してその実施状況を世界と共有できるよう、このイニシアティブに沿って、**国際的な協力の下での共同行動を促進**する。



NDC実施と透明性向上を促進

- 共同行動 1 : シナジーアプローチ
- 共同行動 2 : 市場メカニズムを通じた緩和の拡大
- 共同行動 3 : 世界の透明性向上

日本は、パリ協定の1.5度目標と統合的なNDCを掲げ、オントラックで着実に緩和の取組を継続し、BTR (COP29前に提出済) を通じてその取組を明らかにしている。

【参考】主要国の削減目標

※2023年12月時点



	中期目標	対象ガス	ネットゼロ 長期目標
日本	2030年度に▲46% (2013年度比) 50%の高みに向けて挑戦を続ける	全てのGHG	2050年
米国	2030年に▲50-52% (2005年比) ※2013年比▲45-47%相当	全てのGHG	2050年
英国	2030年に少なくとも▲68% (1990年比) ※2013年比▲55%相当 2035年までに▲78% (1990年比) ※2013年比▲69%相当	全てのGHG	2050年
EU (仏・伊)	2030年に少なくとも▲55% (1990年比) ※2013年比▲44%相当	全てのGHG	2050年
ドイツ	2030年に▲65% (1990年比) ※2013年比▲54%相当 2040年に▲88% (1990年比) ※2013年比▲84%相当	全てのGHG	2045年
カナダ	2030年までに▲40-45% (2005年比) ※2013年比▲39-44%相当	全てのGHG	2050年
中国	2030年までにCO ₂ 排出量を削減に転じさせる GDP当たりCO ₂ 排出量を▲65%超 (2005年比)	CO ₂ のみ COP29で全てのGHGとなった	2060年
インド	2030年までにGDP当たりCO ₂ 排出量を▲45% (2005年比) 発電設備容量の50%を非化石燃料電源	CO ₂ のみ	2070年
UAE	2030年までにCO ₂ 、メタン、一酸化二窒素排出量を▲19% (2019年比) ※2023年7月更新	CO ₂ 、メタン、 一酸化二窒素のみ ※代替フロン等4ガスを含まない。	2050年

※温室効果ガス (Greenhouse Gas: GHG) は、CO₂、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス (HFCs、PFCs、SF₆、NF₃) を指す。

COPにおけるこの3年の流れ

2023年 (COP28) UAE

2024年 (COP29) アゼルバイジャン

2025年 (COP30) ブラジル

先進国が重視する議題

■ 緩和

- 緩和作業計画実施を踏まえた決定、閣僚級ラウンドテーブル開催

■ グローバル・ストックテイク (5年に1度の世界全体のパリ協定の実施状況の評価)

- 2023年に世界全体の進捗等の評価
- 緩和、適応、実施手段と支援ごとに取りまとめ

■ 緩和

- 全ての締約国が 2025年に提出する次期NDC (温室効果ガス排出削減目標) 等について議論
- 第6条の完全運用化に向けて議論・決定

<結果> NDCについては、締約国間で見解の一致が見られず、引き続き議論が継続されることとなった。等

■ 緩和

- 次期NDCのレビュー
- BTRのレビュー
- ミッション1.5

途上国が重視する議題

■ 適応

- 「適応に関する世界全体の目標」に係る「グラスゴー・シャルム・エル・シェイク作業計画」終了、フレームワーク設置に向け議論

■ 資金

- 2025年以降の長期資金に関する議論
- ロス&ダメージ対応のため新たな資金面の措置 (基金を含む) 決定

■ 公正な移行

- 作業計画の策定、閣僚級会合開催

■ 資金

- 2020年1000億ドル目標の達成、2025年以降の長期資金に関する議論
- ロス&ダメージの資金取り決めについて話し合う「グラスゴー対話」が終了

<結果> 途上国への支援目標を2035年までに現状の3倍の3000億ドル/年 (約46兆円/年) にすることで合意。

■ 適応

- UAE-ベレン作業計画

各国BTR提出
(2024年12月31日目途)

各国次期NDC提出
(2025年2月10日目途)

3. 我が国の現状

- 2020年10月26日に行われた第203回国会における前・菅内閣総理大臣所信表明演説において、**2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現**を目指すことを宣言。
- 同30日に行われた地球温暖化対策推進本部において、菅総理より「2050年**カーボンニュートラルへの挑戦は日本の新たな成長戦略**である」とし、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、長期戦略の見直しの加速を指示。



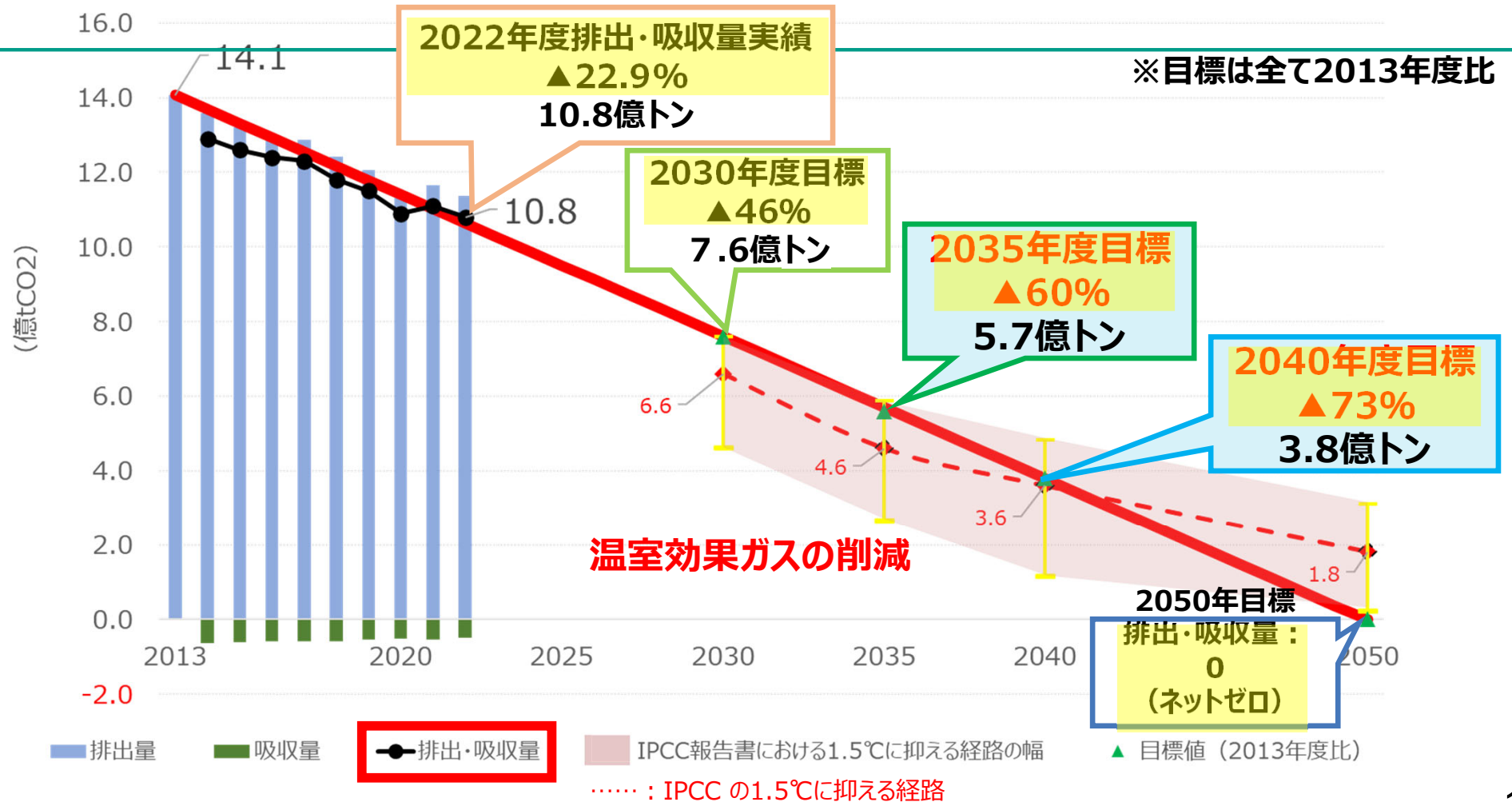
**地球温暖化対策を
日本の成長戦略へ**

第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説

https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202010/26shu_san_honkaigi.html

次期削減目標 (NDC)

- 我が国は、**2030年度目標と2050年ネットゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。**
- 次期NDCについては、**1.5℃目標に統合的で野心的な目標**として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ**60%、73%削減**することを目指す。
- これにより、中長期的な**予見可能性**を高め、**脱炭素と経済成長の同時実現**に向け、**GX投資を加速**していく。



地球温暖化対策計画 概要

2021年10月閣議決定

■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標※等の実現に向け、計画を改定。

※ 我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

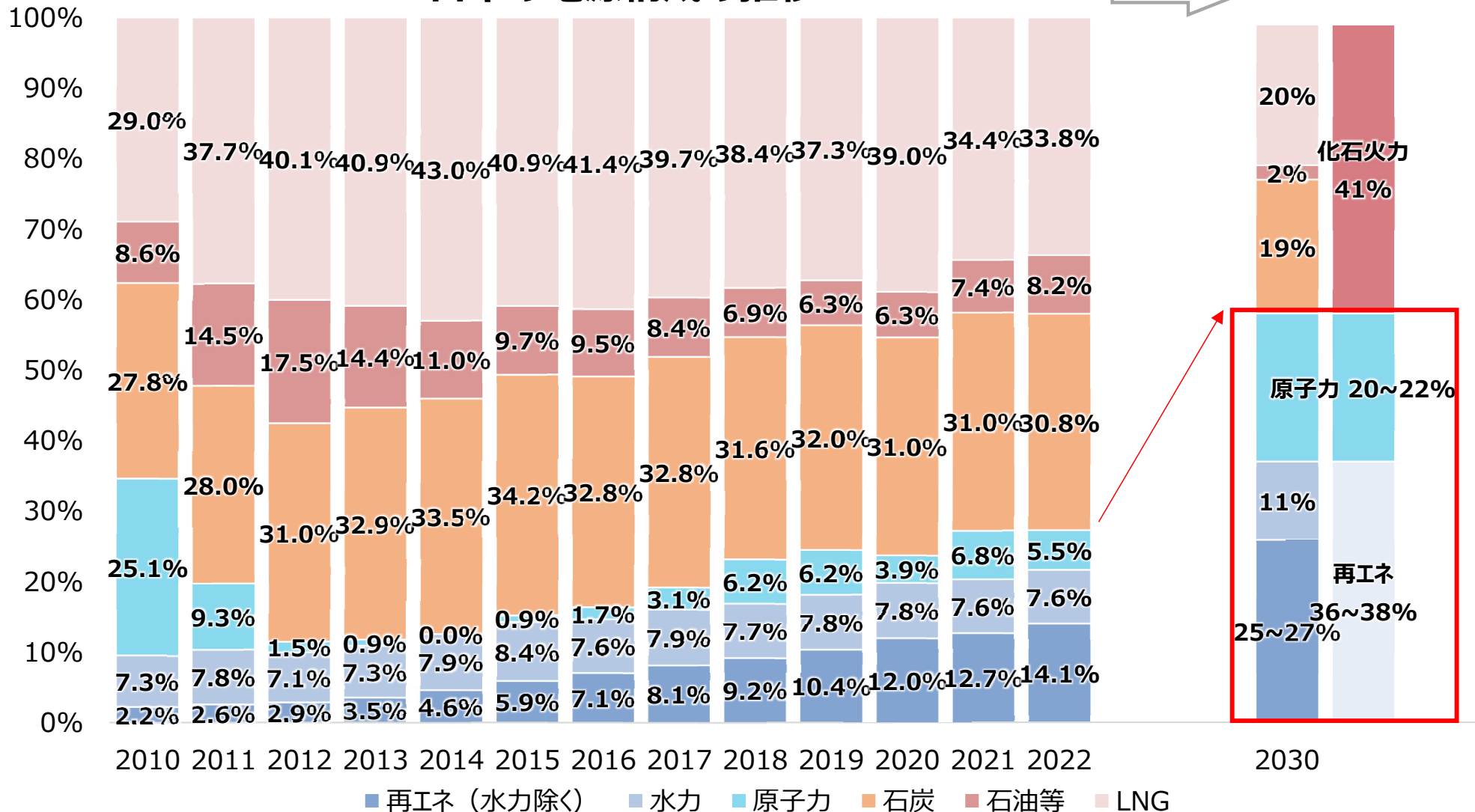
■ 少なくとも3年ごとに見直しに向けた検討を行うことが地球温暖化対策推進法に規定されている。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

【参考】日本の電源構成の推移と2030年度の電源構成

脱炭素電源への転換がカギ

日本の電源構成の推移



出典：総合エネルギー統計（2022年度確報）、2030年度におけるエネルギー需給の見通しをもとに資源エネルギー庁作成

次期NDC達成に向け地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

- 次期NDC 達成に向け、**エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンと一体的**に、主に次の対策・施策を実施。
- 対策・施策については、**フォローアップの実施を通じて、不断に具体化を進めるとともに、柔軟な見直し**を図る。

《エネルギー転換》

- **再エネ、原子力**などの**脱炭素効果の高い電源**を最大限活用
- トランジション手段として**LNG火力**を活用するとともに、**水素・アンモニア、CCUS等**を活用した**火力の脱炭素化**を進め、**非効率な石炭火力のフェードアウト**を促進
- 脱炭素化が難しい分野において**水素等、CCUS**の活用

《産業・業務・運輸等》

- 工場等での**先端設備**への更新支援、**中小企業**の**省エネ**支援
- 電力需要増が見込まれる中、**半導体の省エネ性能向上、光電融合**など最先端技術の開発・活用、**データセンターの効率改善**
- 自動車分野における製造から廃棄までの**ライフサイクル**を通じたCO₂排出削減、**物流**分野の**省エネ**、**航空・海運**分野での次世代燃料の活用

《地域・暮らし》

- **地方創生に資する地域脱炭素**の加速
→2030年度までに100以上の**「脱炭素先行地域」**を創出等
- 省エネ住宅や食ロス削減など**脱炭素型の暮らしへの転換**
- **高断熱窓、高効率給湯器、電動商用車やペロブスカイト太陽電池**等の導入支援や、国や自治体の庁舎等への率先導入による**需要創出**
- **Scope3**排出量の算定方法の整備など**バリューチェーン全体の脱炭素化**の促進

《横断的取組》

- **「成長志向型カーボンプライシング」**の実現・実行
- **循環経済（サーキュラーエコノミー）**への移行
→**再資源化事業等高度化法**に基づく取組促進、**廃棄物処理×CCU**の早期実装、**太陽光パネルのリサイクル**促進等
- **森林、ブルーカーボンその他の吸収源確保**に関する取組
- 日本の技術を活用した、**世界の排出削減への貢献**
→**アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）**の枠組み等を基礎として、**JCM**や**都市間連携**等の協力を拡大

GX（グリーン・トランスフォーメーション）について

GXとは

- 産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心に転換する概念
- 脱炭素と産業競争力強化・経済成長の同時実現を目指す

GXを支える法体系

(2023年5月成立)

GX推進法

- GX経済移行債の発行
- 成長志向型カーボンプライシングの導入

GX脱炭素電源法

- 再エネ導入に資する系統整備のための環境整備
- 安全確保を大前提とした原子力の活用／廃炉の推進

GX推進戦略

(2023年7月28日閣議決定)

規制・支援一体型投資促進策

- 政府から10年間で20兆円規模の支援
- 10年間で150兆円超の官民投資
- ←GX経済移行債
- 環境省もGX財源を活用し、断熱窓改修、商用車電動化、地域脱炭素等の地域・暮らし分野の取組を推進

成長志向型カーボンプライシング

炭素排出に値付けをし、GX関連製品・事業の付加価値向上
⇒GXに先行して取り組む事業者へのインセンティブ付与

- 2026年度～ 「排出量取引制度」の本格稼働
- 2028年度～ 化石燃料賦課金（採取・輸入事業者）
- 2033年度～ 特定事業者負担金（発電事業者）

GX実行会議

- 総理を議長、官房長官・GX実行推進担当大臣（経産大臣）を副議長とした会議。
- 環境大臣は外務大臣、財務大臣とともに常設の構成員として出席するほか、有識者12名も参加。
- 2022年7月以来これまで12回開催され、GXに関わる方針等を議論。

- これまで今後10年程度の分野ごとの見通しを示しGXの取り組みを進める中で、
 - ① 中東情勢の緊迫化や化石燃料開発への投資減退などによる**量・価格両面でのエネルギー安定供給確保**、
 - ② DXの進展や電化による**電力需要の増加が見通される中、その規模やタイミング**、
 - ③ いわゆる「米中新冷戦」などの**経済安全保障上の要請によるサプライチェーンの再構築のあり方**、について**不確実性が高まる**とともに、
 - ④ 気候変動対策の野心を維持しながら**多様かつ現実的なアプローチを重視する動きの拡大**、
 - ⑤ **量子、核融合など次世代技術への期待の高まり** などの**変化も生じている**。
- **出来る限り事業環境の予見性を高め、日本の成長に不可欠な付加価値の高い産業プロセスの維持・強化につながる国内投資を後押しするため、産業構造、産業立地、エネルギーを総合的に検討し、より長期的視点に立ったGX2040のビジョンを示す。**

2023常会

2024常会

水素法案
CCS法案

GX推進戦略

成長志向型カーボンプライシング構想

GX推進法

- カーボンプライシングの枠組み
- 20兆円規模のGX経済移行債 等

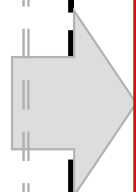
+

脱炭素電源の導入拡大

- 廃炉が決まった原発敷地内の建替

GX脱炭素電源法

- 原発の運転期間延長
- 再エネ導入拡大に向けた送電線整備 等



GX2040ビジョン

GX産業構造

GX産業立地

強靱なエネルギー供給の確保
＜エネルギー基本計画＞

成長志向型カーボンプライシング構想

- カーボンプライシングの詳細設計
(排出量取引、化石燃料賦課金の具体化)
- AZEC・日米と連携したGX市場創造
- 中小企業・スタートアップのGX推進/公正な移行 等

+

脱炭素電源の導入拡大

- 長期の脱炭素電源投資支援
- 送電線整備 等

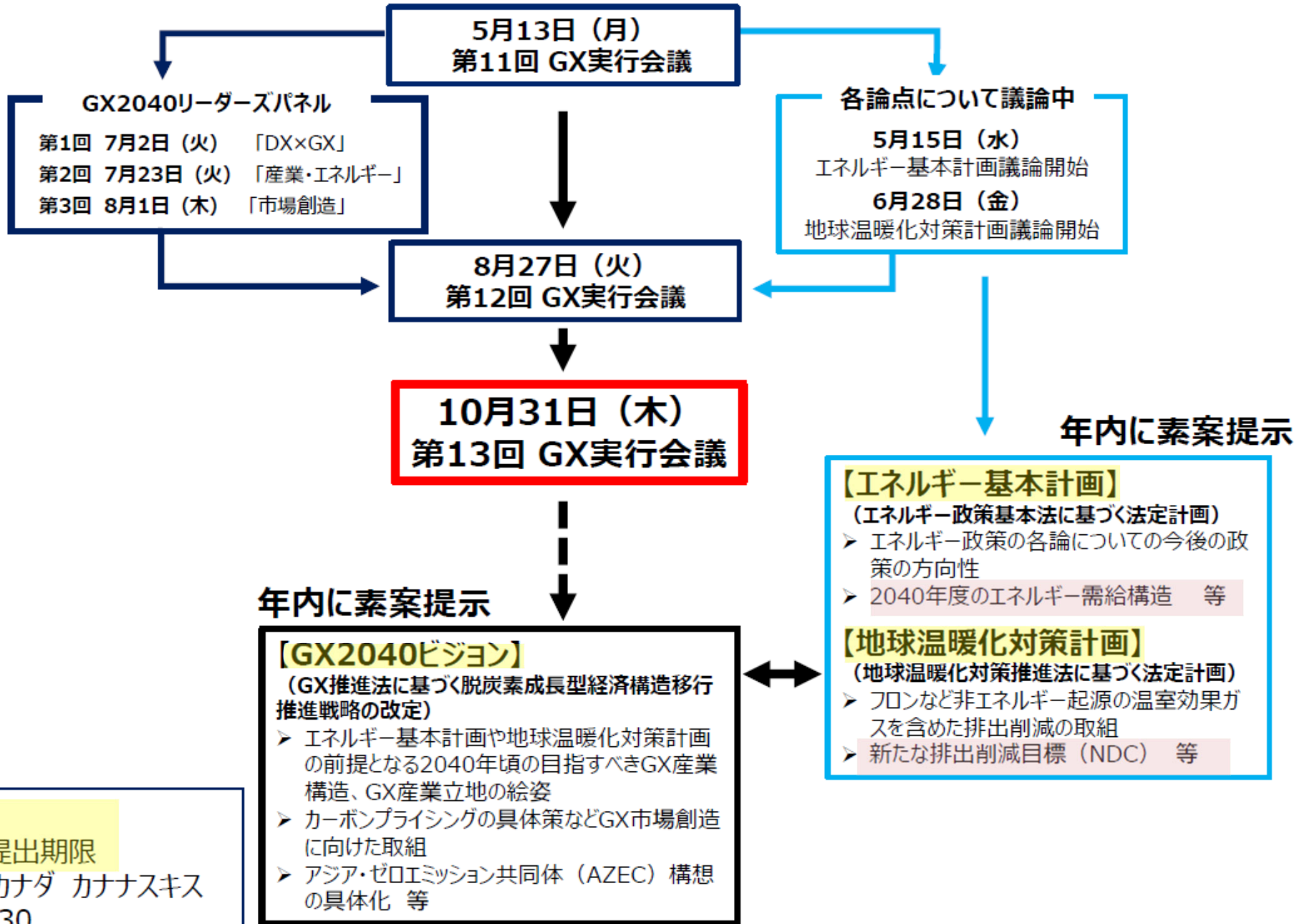
10年150兆円規模の官民GX投資

2030

2040

GX2040ビジョン、エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画に向けた検討 (イメージ)

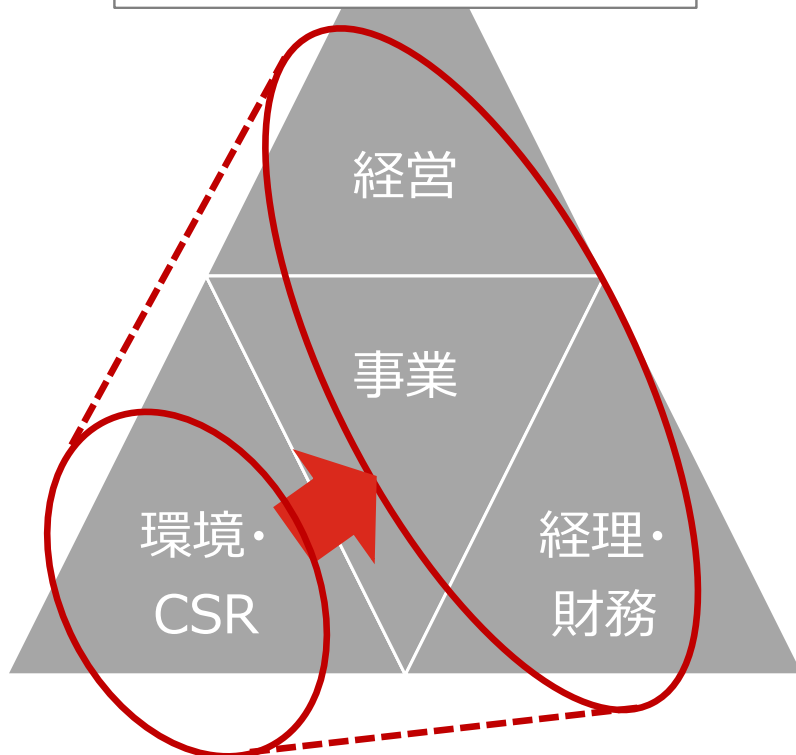
令和6年10月31日
第13回GX実行会議 資料1



4. 脱炭素経営とは？

- 脱炭素経営とは、**気候変動対策（≒脱炭素）の視点を織り込んだ企業経営**のこと。
- 従来、企業の気候変動対策は、あくまでCSR活動の一環として行われることが多かったが、近年では、気候変動対策を自社の経営上の重要課題と捉え、全社を挙げて取り組む企業が大企業を中心に増加。

気候変動対策が
企業経営上の重要課題に



【従来】

- 気候変動対策 = 単なるコスト増加、あくまでCSR活動の一環として行うもの



【脱炭素経営】

- 気候変動対策 = ○ 単なるコスト増加ではなく、**リスク低減と成長のチャンス**
○ 経営上の重要課題として、**全社を挙げて取り組むもの**

出典：『TCFDを活用した経営戦略立案のススメ ～気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイドver3.0～』より環境省作成

http://www.env.go.jp/policy/policy/tcfd/TCFDguide_ver3_0_J_2.pdf

企業が脱炭素経営に取り組む理由①

- 企業において、気候変動が自社の“リスク”や“機会”と捉えられるようになった。

【気候変動に関連した企業のリスクの例】

<①物理的リスク>

- 台風・豪雨などの異常気象、慢性的な気温上昇・海面上昇
⇒サプライチェーン寸断、施設へのダメージ、従業員の健康被害

<②経済・社会の移行に伴うリスク>

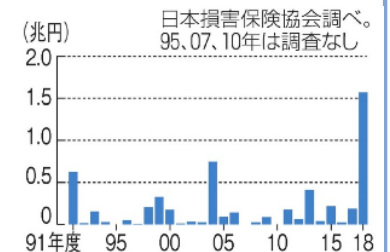
- 炭素税導入
⇒CO2排出時のコスト負担、資産価値の急な減損
- 新規技術の台頭
⇒既存技術への需要減少
- 顧客（取引先、消費者）や投資家のニーズ・行動変化
⇒商品・サービスへの需要低下、取引打ち切り、投資撤退

【気候変動に関連した企業の機会の例】

- 顧客（取引先、消費者）や投資家において、脱炭素な商品・サービス等への需要増加
⇒自社ブランドの強化、新たな市場（事業領域）への進出、企業内の脱炭素化推進
⇒取引機会の獲得、投融資の獲得

気候関連リスク

- 2018年度における日本の損害保険会社の自然災害（風水害）による保険金支払額は、それまでの過去最高となる1.6兆円となった。



出典：

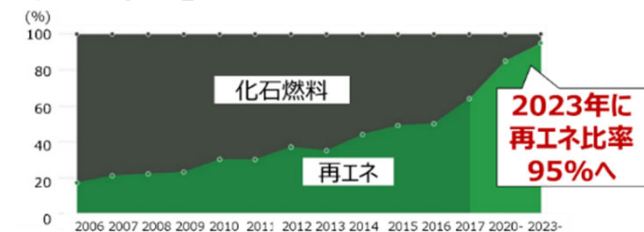
<https://www.asahi.com/articles/ASM5N5CM5M5NULFA01T.htm>

- ドイツの大手電力会社ユニパーでは、新設の石炭火力発電所の簿価が、政府の規制強化によって1年で半減した。

出典: The Talley Group

気候関連機会

- デンマークの大手電力会社エルステッドは、再生可能エネルギーの台頭・コスト低下、金融機関の化石燃料への融資の厳格化を踏まえ、事業の軸を石炭火力発電から洋上風力発電へと転換し、結果的に、「世界で最も持続可能な100社に」に選ばれるほどに。



出典：エルステッド社プレスリリース

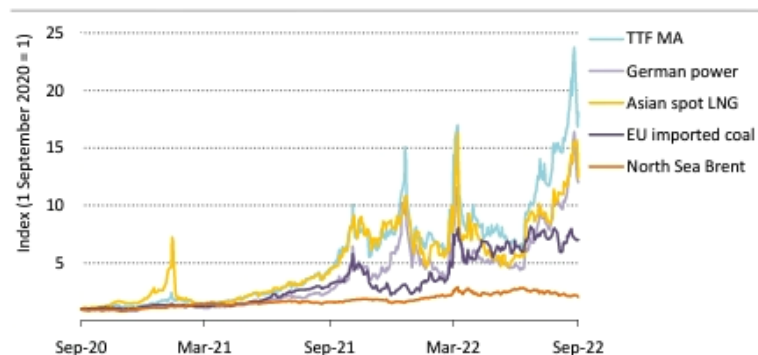
<https://orsted.com/en/Sustainability/Our-priorities/Transformation-in-figures> を基に環境省作成

企業が脱炭素経営に取り組む理由① - 2

■ エネルギー価格の高騰による脱炭素化推進の必要性の高まり

- ウクライナ危機を受け、世界のエネルギー需給が逼迫し、エネルギー価格が高騰
- 光熱費・燃料費や、原材料の調達価格の高騰により収益を圧迫
- 一方で、省エネ対策等によるコスト削減効果が高まり、投資回収の面では回収年数が短くなる

エネルギー価格高騰の状況



IEA. CC BY 4.0.

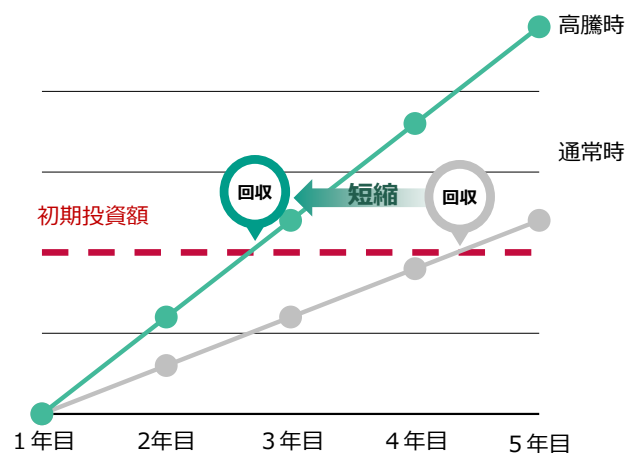
This has been a period of extraordinary turbulence in energy markets, intensified by Russia's invasion of Ukraine in February 2022

Note: TTF MA = Title Transfer Facility month-ahead prices; LNG = liquefied natural gas; Brent = Brent crude oil benchmark.

Sources: IEA analysis based on Argus Media (2022); ICIS (2022); BNEF (2022).

(出所) IEA World Energy Outlook 2022

コスト削減された場合 投資回収年が短くなる



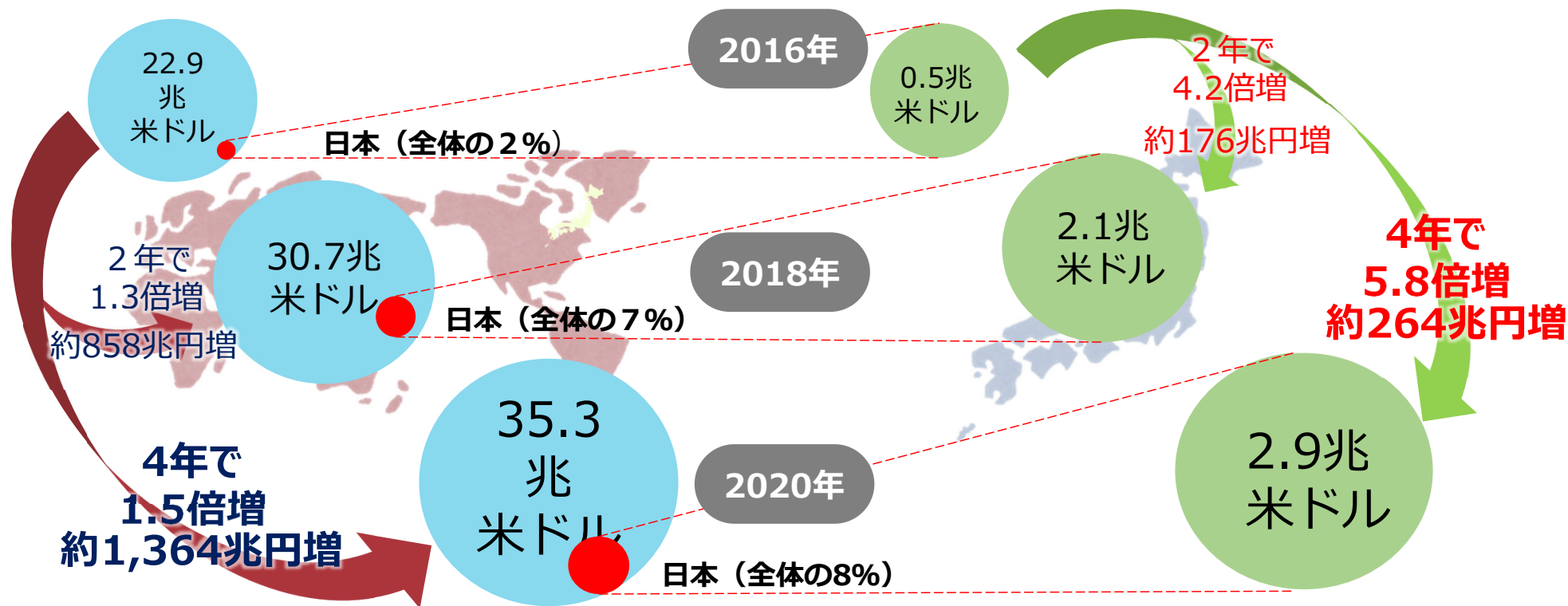
企業が脱炭素経営に取り組む理由②

■ESG投資、**環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance)**という**非財務情報を考慮して行う投資**の獲得を目指す。
公平性・健全性・透明性を維持推進する仕組み

■そのうち、**ESG投資**が世界的に注目されているが、世界全体のESG投資残高に占める我が国の割合は、2016年時点で約2%にとどまっていた。その後4年で国内のESG投資は5.8倍、2020年には世界全体の約8%となっている。

世界のESG市場の拡大

日本のESG市場の拡大



日本の全運用額に占める割合は**約24%**

【出所】 Global Sustainable Investment Alliance (2020), "Global Sustainable Investment Review 2020" 及び NPO法人日本サステナブル投資フォーラム サステナブル投資残高調査 公表資料より環境省作成

- **ESG金融の進展に伴い、グローバル企業を中心に、気候変動に対応した経営戦略の開示（TCFD）や脱炭素に向けた目標設定（SBT, RE100）が国際的に拡大。**投資家等への脱炭素経営の見える化を通じ、企業価値向上につながる。
- さらに、こうした企業は、取引先（サプライヤー）にも目標設定や再エネ調達等を要請。脱炭素経営が差別化・ビジネスチャンスの獲得に結びつく。

TCFD

企業の気候変動への取組、
影響に関する情報を開示する枠組み

- 投資家等に適切な投資判断を促すために、気候関連財務情報開示を企業等へ促進することを目的とした民間主導のタスクフォース **情報の開示項目は「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」**
- 主要国の中央銀行、金融監督当局、財務省等の代表からなる金融安定理事会（FSB）の下に設置

SBT

科学的な知見と整合した目標設定

- **パリ協定の目標達成を目指した削減シナリオと整合した目標の設定**、実行を求める国際的なイニシアティブ
- 国際NGO(CDP、WRI、Global Compact、WWF)が運営

RE100

企業が事業活動に必要な電力の100%
を再エネで賄うことを目指す枠組み

- 企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ
 - 国際NGO(The Climate Group、CDP)が運営
- ※「企業が再生可能エネルギーを採用する」→「電力会社や電力小売り会社が、再エネ開発を進める」という好循環が狙い

脱炭素経営に向けた取組の広がり

2023年12月31日時点



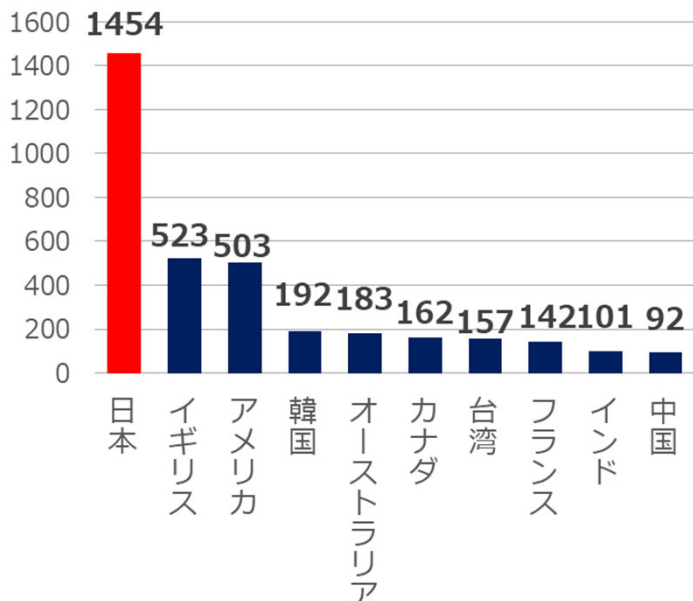
TCFD*

Taskforce on Climate related Financial Disclosure

企業の気候変動への取組、影響に関する情報を開示する枠組み

- 世界で4,831(うち日本で1,454機関)の金融機関、企業、政府等が賛同表明
- **世界第1位 (アジア第1位)**

TCFD賛同企業数
(上位10の国・地域)



[出所]TCFDホームページ TCFD Supporters (<https://www.fsb-tcfid.org/tcfid-supporters/>) より作成

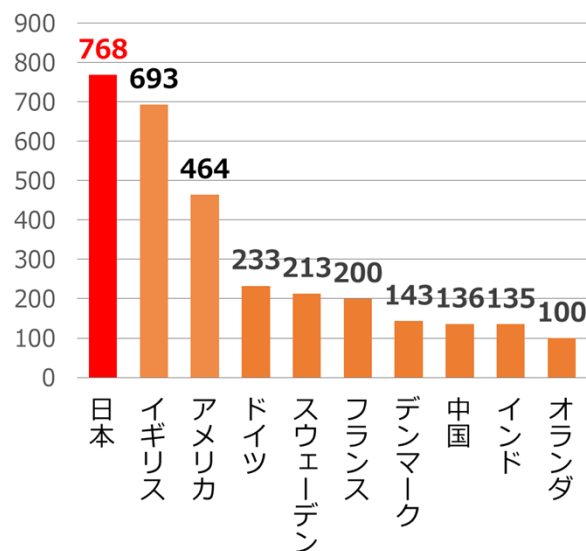
SBT

Science Based Targets

パリ協定で合意された目標を達成するための中長期の目標設定の枠組み

- 認定企業数：世界で4,203社(うち日本企業は768社)
- **世界第1位 (アジア第1位)**

SBT国別認定企業数グラフ
(上位10カ国)



[出所]Science Based Targetsホームページ Companies Take Action (<http://sciencebasedtargets.org/companies-taking-action/>) より作成。

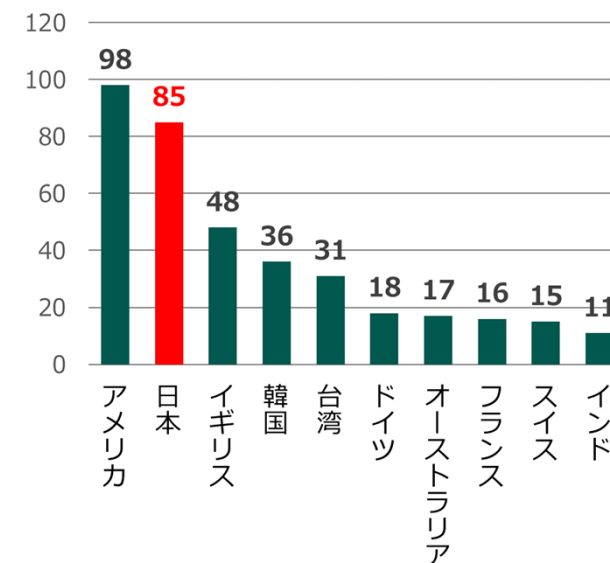
RE100

Renewable Energy 100

企業が事業活動に必要な電力の100%を再エネで賄うことを目指す枠組み

- 参加企業数：世界で426社(うち日本企業は85社)
- **世界第2位 (アジア第1位)**

RE100に参加している国別企業数グラフ
(上位10の国・地域)



[出所] RE100ホームページ (<http://there100.org/>) より作成。

*2023年10月12日以降、HP更新を停止しているため、
TCFDのみ2023年9月30日時点

サステナビリティに関する情報開示要請の高まり（大企業）



- 企業のサステナビリティに関する取組の開示要請は高まっているところ。
- 東証プライム企業においては気候関連財務情報の開示が実質義務化され、適用範囲は今後拡大が見込まれる。

概要

ポイント

<p>日本証券取引所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーポレートガバナンス・コードの2021年6月の改訂において、東証プライム市場上場会社について、TCFD又はそれと同等の枠組みによる開示が位置付けられた ・ TCFD提言の附属書においては、「気候関連指標としてScope3の開示を強く推奨」している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ TCFD提言の要素は以下4つ ①ガバナンス・②戦略・③リスク管理・④指標と目標 ・ TCFDは、全ての企業に対し ①2℃目標等の気候シナリオを用いて、②自社の気候関連リスク・機会を評価し、③経営戦略・リスクマネジメントへ反映、④その財務上の影響を把握、開示することを求めている
<p>金融庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業内容等の開示に関する内閣府令を改正し、<u>有価証券報告書及び有価証券届出書の記載事項を改正</u>（令和5年1月）。 ・ 令和5年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用 ※ただし、施行日以後に提出される有価証券報告書等から早期適用可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サステナビリティ情報「記載欄」の新設 <small>*重要性に応じて記載</small> 必須：ガバナンス・リスク管理 任意*：戦略・指標と目標 ・ 将来情報記述と虚偽記載責任及び他の公表書類の参照将来情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない
<p>ISSB (SSBJ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>TRWG*が気候関連の開示基準のプロトタイプを2021年11月に公開し、TCFD提言に基づく開示を要請。</u> ・ <u>2022年3月31日、TRWGの検討を踏まえて基準案を発表、2022年7月29日まで公開草案のパブリックコメントを実施、2023年6月最終化。2024年1月1日以降に始まる事業年度よりS1、S2を適用。</u> *：TRWGは、CDSB、TCFD、IASB、VRF、および経済フォーラムの代表者で構成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ TRWGはサステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的要求事項（S1）、気候関連開示（S2）の公開草案を発表。 ・ SSBJはISSBのS1、S2に相当するサステナビリティ開示基準を現在開発中であり、2024年3月29日に草案を公表。

サプライチェーン全体での脱炭素化の動き

- グローバル企業がサプライチェーン排出量の目標を設定すると、そのサプライヤーも巻き込まれる。
- 大企業のみならず、中小企業も含めた取組が必要（いち早く対応することが競争力に）。



○の数字はScope 3 のカテゴリ

Scope1 : 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2 : 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

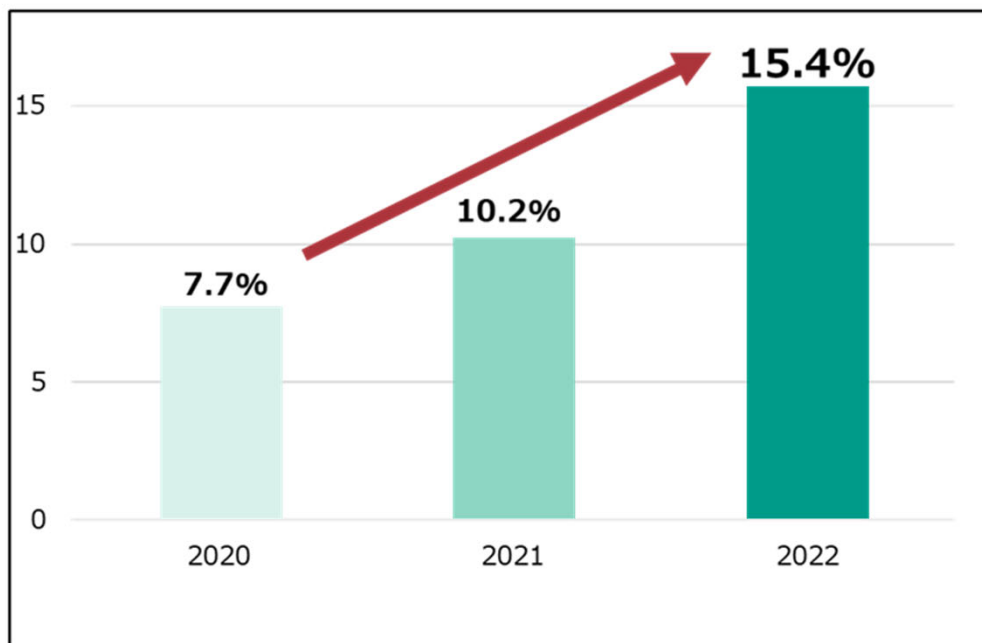
Scope3 : Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

サプライチェーン排出量 = **Scope1排出量** + **Scope2排出量** + **Scope3排出量**

サプライチェーンからの要請状況

- 大企業中心にサプライチェーン全体の脱炭素化が求められることを背景に、取引先へCO2排出量の可視化・削減を求める潮流が着実に高まっている状況。
- 今後もその流れが拡大した際に、脱炭素経営対応が遅れていると、取引上のリスクとなる恐れがあり、中堅・中小企業にも早期の対応が求められている。

取引先からの温室効果ガスの把握、削減に向けた協力要請状況
【「あった」と回答した企業の割合】



※出所：中小企業庁「2023年版『中小企業白書』」

大企業による要請例

例1



建築業

サプライヤーに対して、脱炭素の取組に取り組んでいるかに関するアンケートを実施します。

例2



食品業

自社製品の製造にかかるCO2排出量を正確に知るため、サプライヤーにもCO2排出量を算定していただきます。

例3



電子部品業

脱炭素に関する研修動画を作成したので、サプライヤーにも視聴していただきます。また、算定ツールも作成したので、今後サプライヤーにも提供します。

5. SBTについて

SBT (Science Based Targets) とは？

- 企業が持続可能な未来に向けて、温室効果ガスの排出削減目標を設定し、それを達成するための具体的な計画を立てることを目指す取組。
- 企業は、**気候変動に対してパリ協定が求める水準と整合した科学的に基づいた設定**することで、地球温暖化の進行を遅らせることを目的とする。

■ **IPCC1.5℃特別報告書**：2018年10月に公表された同報告書では、現時点で約1度温暖化しており、現状のペースでいけば2030年～2052年の間に1.5度まで上昇する可能性が高いこと、**1.5度を大きく超えないためには、2050年前後のCO2排出量が正味ゼロとなる必要がある**との見解を示す。



SCIENCE
BASED
TARGETS

DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION

- IPCC (気候変動に関する政府間パネル) は、WMO (世界気象機関) と UNEP (国連環境計画) により1988年に設置された政府間組織であり、世界の政策決定者等に対し、**科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援**。1990年の第1次評価報告書を公表。
- 現在、第6次評価サイクルにあり、2021年8月に第6次評価報告書第1作業部会 (WG1) 報告書、2022年2月に第2作業部会 (WG2) 報告書、2022年4月に第3作業部会 (WG3) 報告書が公表された。今後、統合報告書が公表予定。

第1作業部会 (WG1) 報告書：2021年8月公表


- 「人間の影響が大気・海洋・陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と報告書に記載され、**人間の活動が温暖化の原因であると初めて断定**※された。
※ 2013年の第5次評価報告書では、「可能性が極めて高い (95%以上)」とされていた。

第2作業部会 (WG2) 報告書：2022年2月公表

- 「**人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間に対して、広範囲にわたる悪影響と、それに関連した損失と損害を、自然の気候変動の範囲を超えて引き起こしている**」と言及された。

第3作業部会 (WG3) 報告書：2022年4月公表

- オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を 1.5℃に抑える経路と、温暖化を2℃に抑える即時の行動を想定した経路では、**世界のGHG排出量は、2020年から遅くとも2025年以前にピークに達すると予測される**。

極端現象の種類※ 1、2	現在 (+1℃)	+1.5℃	+2.0℃	+4.0℃
 極端な高温 (10年に1回の現象)	2.8倍	4.1倍	5.6倍	9.4倍
 極端な高温 (50年に1回の現象)	4.8倍	8.6倍	13.9倍	39.2倍
 大雨 (10年に1回の現象)	1.3倍	1.5倍	1.7倍	2.7倍
 干ばつ※ 3 (10年に1回の現象)	1.7倍	2.0倍	2.4倍	4.1倍

IPCC 第6次評価報告書 第1作業部会報告書を元に作成 (1850～1900年における頻度を基準とした増加を評価)

※1：温暖化の進行に伴う極端現象の頻度と強度の増加についての可能性又は確信度：極端な高温は「可能性が非常に高い (90-100%)」大雨、干ばつは5段階中2番目に高い「確信度が高い」

※2：極端現象の分析対象の地域：極端な高温と大雨は「世界全体の陸域」を対象とし、干ばつは「乾燥地域のみ」を対象としている。

※3：ここでは農業と生態系に悪影響を及ぼす干ばつを指す。





- **1.5℃特別報告書：2018年10月に公表された同報告書では、現時点で約1度温暖化しており、現状のペースでいけば2030年～2052年の間に1.5度まで上昇する可能性が高いこと、1.5度を大きく超えないためには、2050年前後のCO2排出量が正味ゼロとなる必要との見解を示す。**

SBTはパリ協定に整合する持続可能な企業であることをステークホルダーに対して分かり易くアピールできる

- 企業が①投資家、②顧客、③サプライヤー、④社員などのステークホルダーに対し、持続可能な企業とアピールすることで、評価向上やリスクの低減、機会の獲得といったメリットにつながる。
- SBTは、気候科学に基づく「共通基準」で評価・認定された目標であるため、「パリ協定」に整合していることが分かり易い。

年金基金等の機関投資家は、中長期的なリターンを得るために、企業の持続可能性を評価する

SBT設定は持続可能性をアピールでき、CDPの採点等において評価されるため、投資家からのESG投資の呼び込みに役立つ

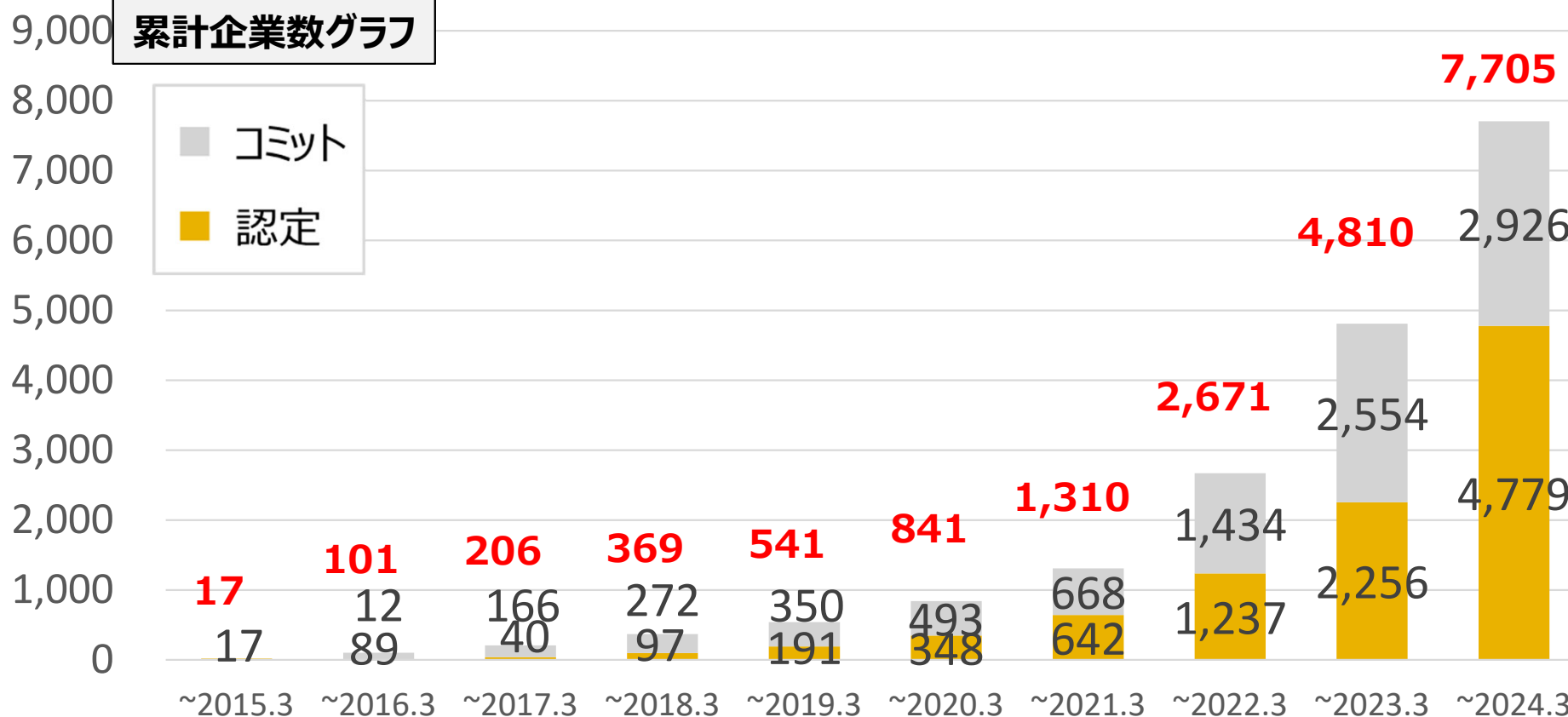
組織	概要
 CDP	<ul style="list-style-type: none"> 企業の気候変動、水、森林に関する世界最大の情報開示プログラムを運営する英国で設立された国際NGO。 世界約23,000社の環境データを有するCDPデータは740超の機関投資家のESG投資における基礎データとしての地位を確立（2024年3月時点）。
 国連グローバルコンパクト (UNGC)	<ul style="list-style-type: none"> 参加企業・団体に「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野で、本質的な価値観を容認し、支持し、実行に移すことを求めているイニシアティブ。 1999年に当時の国連事務総長が提唱し、現事務総長のアントニオ・グテーレスも支持。現在約2万4000の企業・団体が加盟（日本は597の企業・団体が加盟（2024年3月時点））。
 世界資源研究所 (WRI)	<ul style="list-style-type: none"> 気候、エネルギー、食料、森林、水等の自然資源の持続可能性について調査・研究を行う国際的なシンクタンク。 「GHGプロトコル」の共催団体の一つとして、国際的なGHG排出量算定基準の作成などにも取り組む。
 世界自然保護基金 (WWF)	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全、再生可能な資源利用、環境汚染と浪費的な消費の削減を使命とし、世界約100カ国以上で活動する環境保全団体。

SBTに参加する企業は世界全体で年々増加

2024年3月1日現在



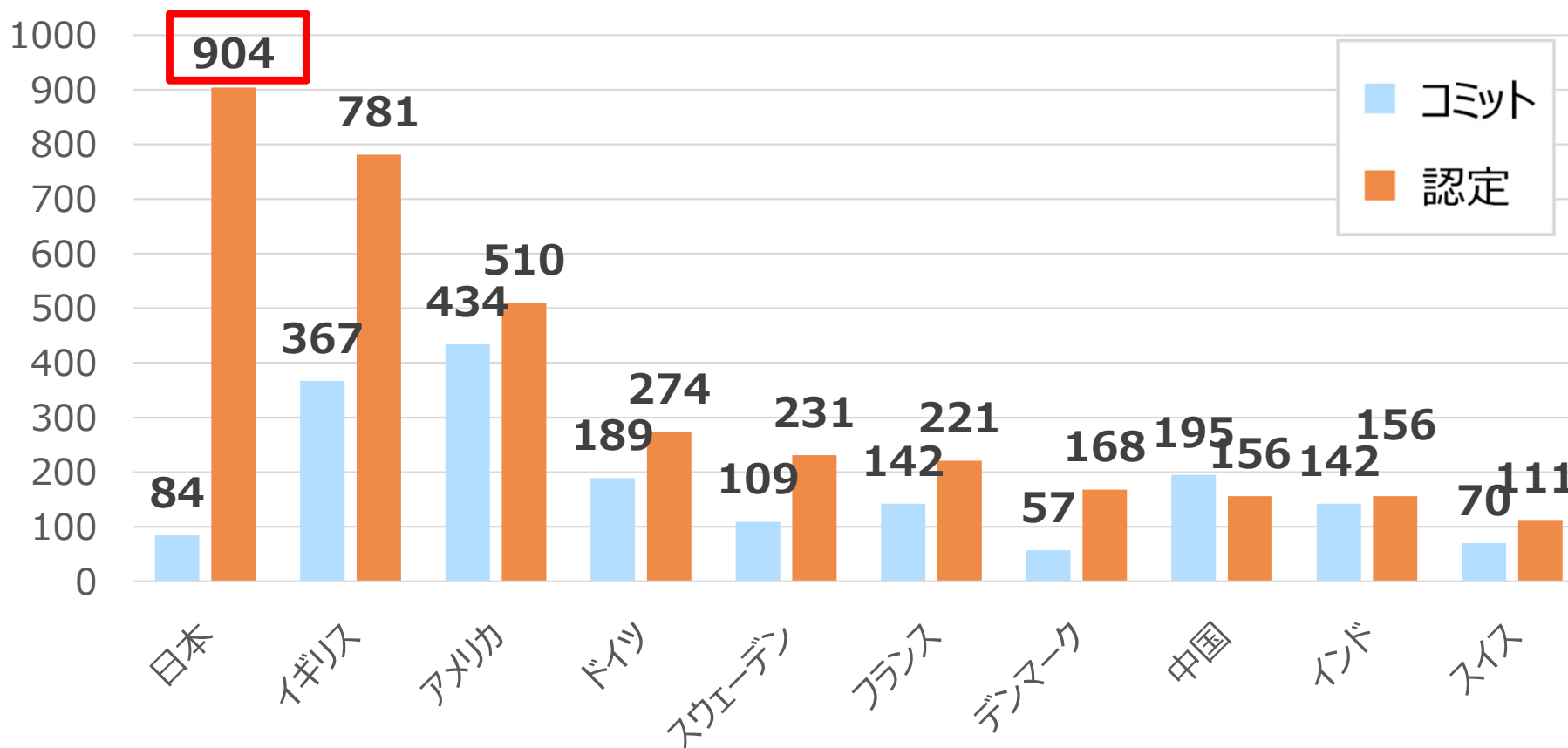
- 2024年3月時点で世界全体のSBT認定企業は4,779社、コミット中企業は2,926社であり、2023年3月と比較して増加率はそれぞれ112%、14%となった



※コミットとは、2年以内にSBT認定を取得すると宣言すること

■ 現在、国別では86カ国から7,705社の参加があり、国別認定企業数では、日本が904社でありイギリスが781社と続く。

■ SBTに参加している国別企業数グラフ（上位10カ国）

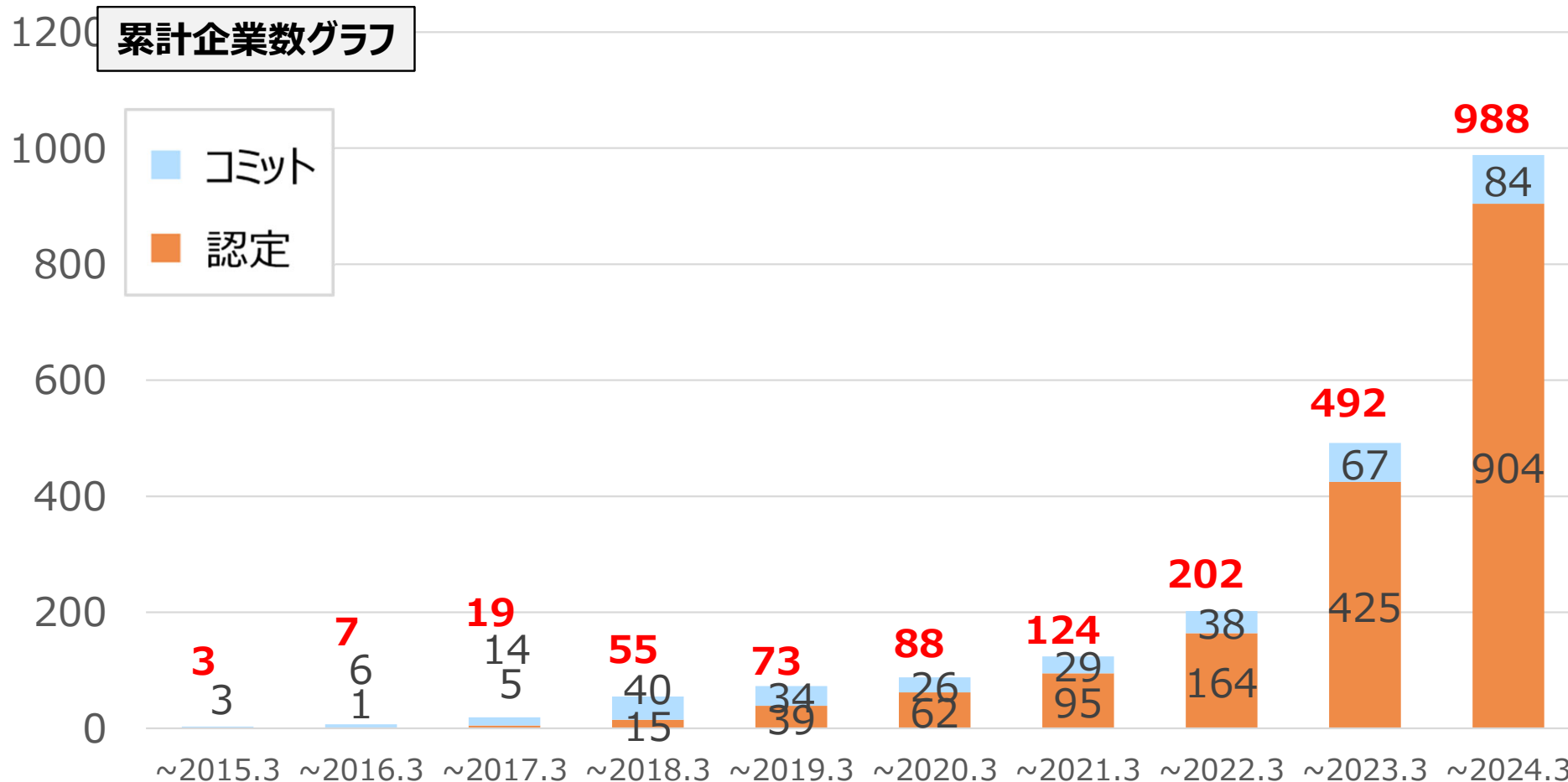


SBTに参加する日本企業の認定数が更に増加



2024年3月1日現在

- 2023年3月から2024年3月までの1年間で479社が認定を取得
- 日本企業のSBT認定数は年々増加している



SBTが削減対象とする排出量

- **サプライチェーン排出量**（事業者自らの排出だけでなく、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した排出量）の削減が、SBTでは求められる
- サプライチェーン排出量 = **Scope1排出量** + **Scope2排出量** + **Scope3排出量**
- グローバル企業がサプライチェーン排出量の目標を設定すると、そのサプライヤーも巻き込まれる。
- 大企業のみならず、中小企業も含めた取組が必要（いち早く対応することが競争力に）。



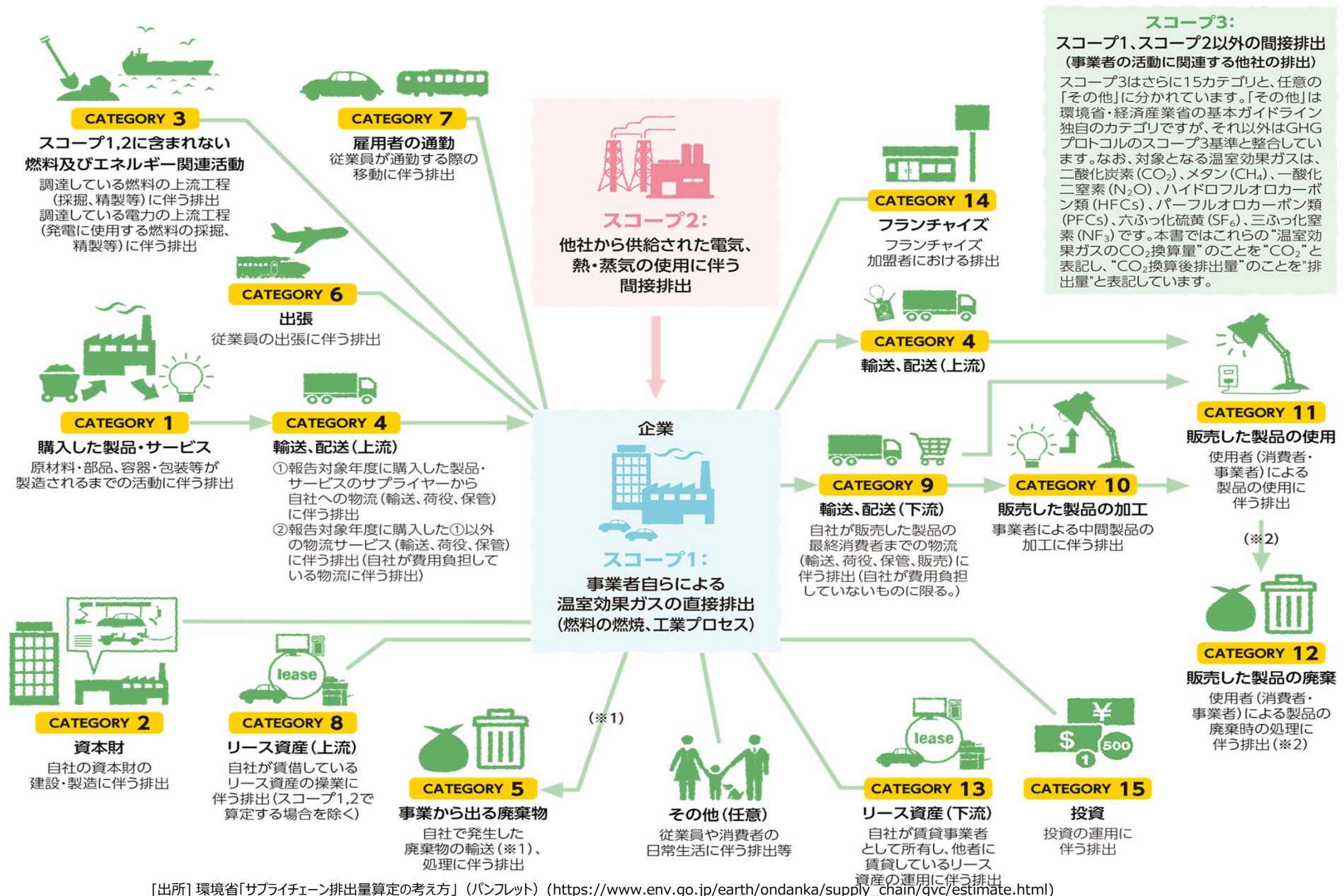
○の数字はScope 3のカテゴリ

Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

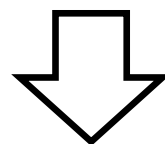
Scope3：Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

Scope3の15のカテゴリ分類



[出所] 環境省「サプライチェーン排出量算定の考え方」(パンフレット) (https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html)

- サプライヤーが環境対策に取り組まないことは、自社の評判の低下や、排出規制によるコスト増といったサプライチェーンのリスクになりうる
- **SBTはサプライチェーンの目標を設定するため、サプライヤーに対して削減取組を求めることにつながる**



SBTで設定した削減目標を、サプライヤーに対して示すことで、サプライチェーンの調達リスク低減やイノベーションの促進へつなげることができる

SBT認定を取得した日本企業からサプライヤーへの要請

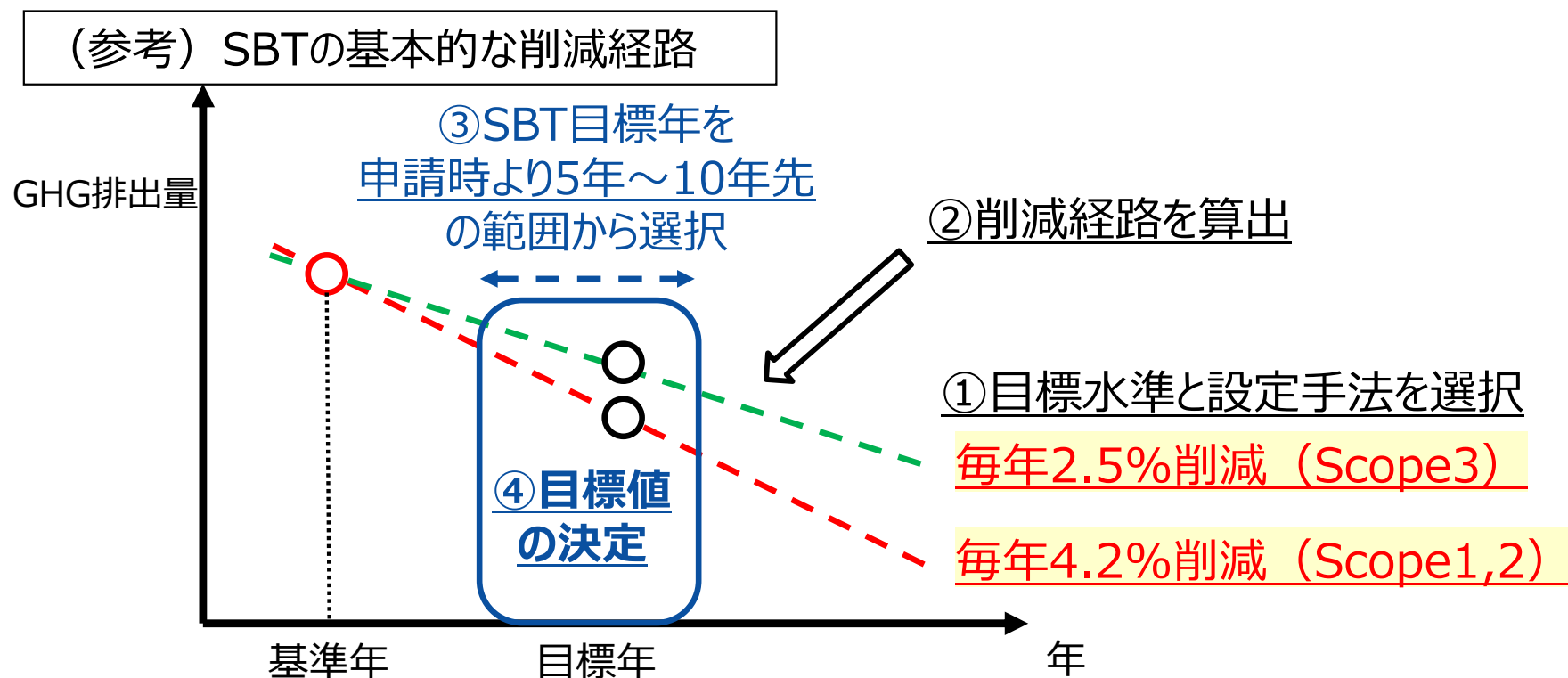


- SBT認定企業はScope3の削減目標も設定する必要があり、中には、その目標として**サプライヤーにSBT目標を設定させることを掲げるSBT認定企業も存在する。**
- SBT認定を取得すれば、これらの顧客からの要望に対応できる。

Scope3の削減目標として、サプライヤーへのSBT目標設定を掲げるSBT認定企業の例

企業名	セクター	目標		
		Scope	目標年	概要
大和ハウス工業	建設業	Scope3 カテゴリ1	2025	購入先サプライヤーの90%にSBT目標を設定させる
住友化学	科学	Scope3 カテゴリ1	2024	生産重量の90%に相当するサプライヤーに、科学に基づくGHG削減目標を策定させる
第一三共	医薬品	Scope3 カテゴリ1	2020	主要サプライヤーの90%に削減目標を設定させる
ナブテスコ	機械	Scope3 カテゴリ1	2030	主要サプライヤーの70%に、SBTを目指した削減目標を設定させる
大日本印刷	印刷	Scope3 カテゴリ1	2025	購入金額の90%に相当する主要サプライヤーに、SBT目標を設定させる
イオン	小売	Scope3 カテゴリ1	2021	購入した製品・サービスによる排出量の80%に相当するサプライヤーに、SBT目標を設定させる
ジェネックス	建設業	Scope3 カテゴリ1	2024	購入した製品・サービスの排出量の90%に相当するサプライヤーに科学に基づく削減目標を策定させる
コマニー	その他製品	Scope3 カテゴリ1	2024	購入した製品・サービスによる排出量の80%に相当するサプライヤーに、SBT目標を設定させる
武田薬品工業	医薬品	Scope3 カテゴリ1,2,4	2024	購入した製品・サービス、資本財、輸送・配送（上流）による排出量の80%に相当するサプライヤーに、SBT目標を設定させる

- SBTの削減目標設定は下記の経路が基本となる
 - Scope1,2及びScope3（該当する場合）について目標設定の必要がある
 - **Scope1,2の目標**⇒セクター共通の水準としては「**総量同量**」削減とすることがある
 - **Scope3の目標**⇒以下のいずれかを満たす「**野心的な**」目標を設定する
（**総量削減か原単位削減、あるいはサプライヤー/顧客エンゲージメント目標**）
 - 事業セクターによっては、セクターの特性を踏まえた算定手法も用意されている（**SDA**）



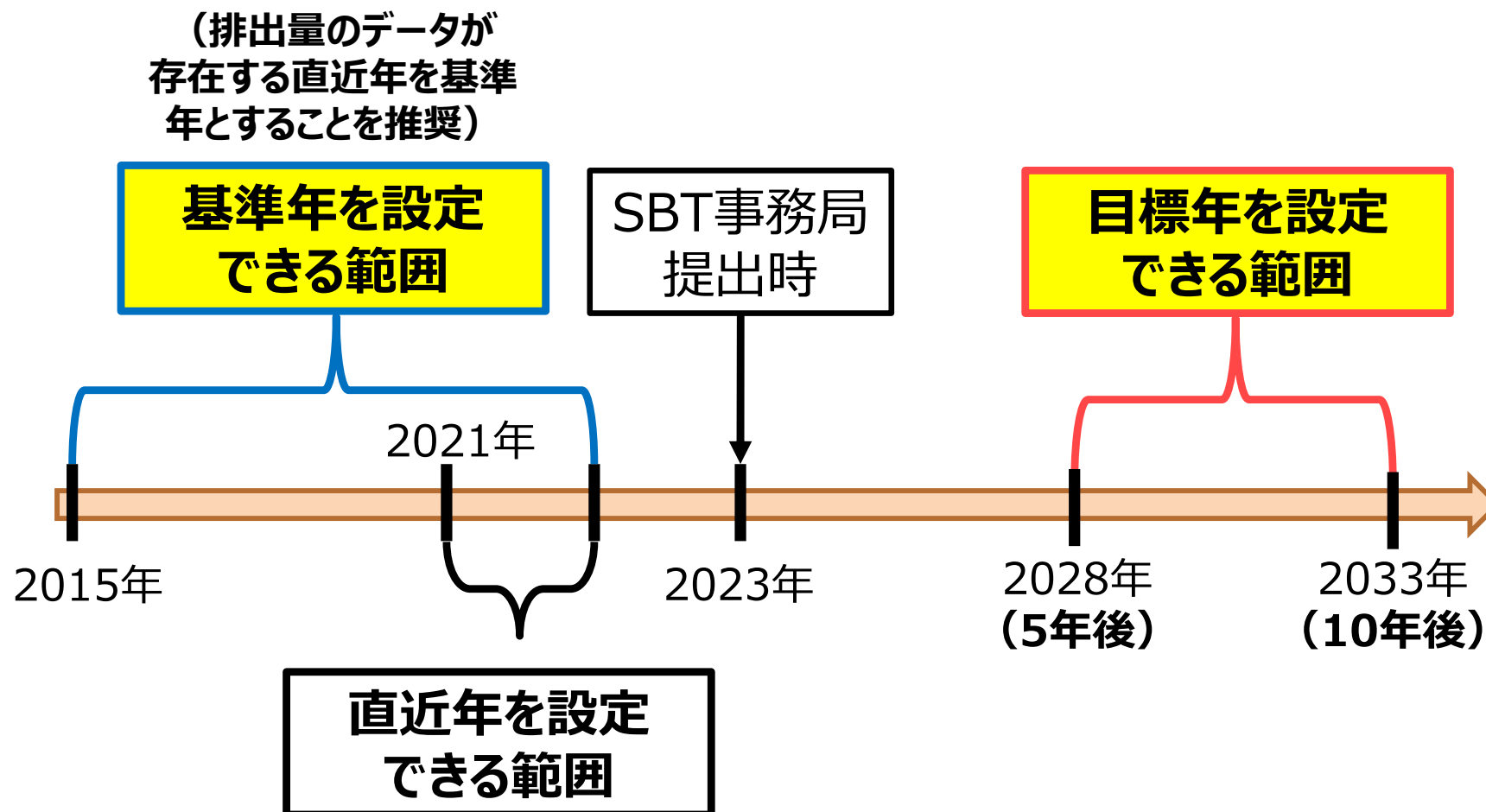
項目	内容
バウンダリ(範囲)	企業全体（子会社含む）*のScope1及び2をカバーする、すべての関連するGHGが対象
基準年・目標年	<ul style="list-style-type: none"> 基準年はデータが存在する最新年とすることを推奨（未来の年を設定することは認められていない） 目標年は申請時から最短5年、最長10年以内**
目標水準	<p>最低でも、世界の気温上昇を産業革命前と比べて1.5°C以内に抑える削減目標を設定しなければならない</p> <p>→SBT事務局が認定するSBT手法（2手法）に基づき目標設定</p> <p>→総量同量削減の場合は毎年4.2%削減</p>
	Scopeを複数合算（例えば1+2または1+2+3）した目標設定が可能。ただし、Scope1+2及びScope3でSBT水準を満たすことが前提
	他者のクレジットの取得による削減、もしくは削減貢献量は、SBT達成のための削減に算入できない

*親会社もしくはグループのみの目標設定を推奨。ただし、子会社が独自に設定することも可能。

**長期目標（例えば2050年目標）の提出も推奨。

項目	内容
Scope2	再エネ電力を1.5℃シナリオに準ずる割合で調達することは、Scope2排出削減目標の代替案として認められる
Scope3	<ul style="list-style-type: none"> • Scope3排出量がScope1+2+3排出量合計の40%以上の場合にScope3目標の設定が必須 • Scope 3 排出量全体の2/3をカバーする目標を、以下のいずれかまたは併用で設定すること <ul style="list-style-type: none"> ✓ 総量削減：世界の気温上昇が産業革命以前の気温と比べて、2℃を十分に下回るよう抑える水準（毎年2.5%削減）に合致する総量排出削減目標 ✓ 経済的原単位：付加価値あたりの排出量を前年比で少なくとも7%削減する経済的原単位 ✓ 物理的原単位：部門別脱炭素化アプローチ内の関連する部門削減経路に沿った原単位削減。もしくは、総排出量の増加につながらず、物量あたりの排出量を前年比で少なくとも7%削減する目標 ✓ サプライヤー/顧客エンゲージメント目標：サプライヤー/顧客に対して、気候科学に基づく排出削減目標の設定を勧める目標
報告	企業全体のGHG排出状況を毎年開示
再計算	最低でも5年ごとに目標の見直しが必要

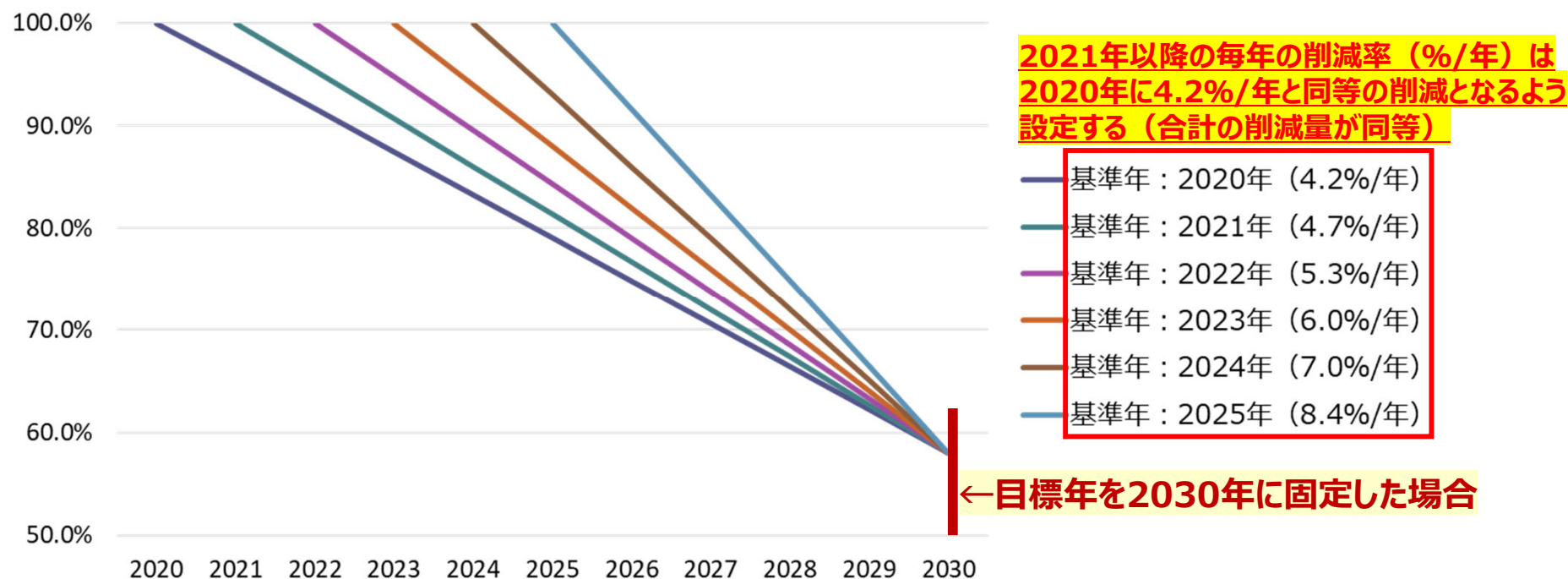
- 基準年と直近年、目標年のイメージ



【補足】2021年以降を基準年とする場合の目標値の考え方

- 4.2%/年という削減率を不変とすると、目標年を固定した場合には基準年（及び直近年）を先に延ばすほど、目標達成に必要な削減量を少なくすることができる。
- これを避けるため、SBTでは2021年以降を基準年とした場合には、2020年を基準年とした場合と同等の削減が求められる。

2030年を目標年とした場合の基準年と目標値の関係



【補足】2021年以降を基準年とする場合の目標値の考え方

- **目標年までに削減する合計値の割合は、基準年が2021年以降の場合も2020年で算出した値と同等。**
- 例えば、目標年を2028年とすると、基準年が2021～2024年でも、2020年で算出した値[※]と同じ
[※]例えば5%/年削減とした場合、2020～2028年の8年間の削減割合は33.6% (= 100% - (95%)⁸)

Table 1. Minimum near-term scope 1 and 2 ambition **目標年**

Base / Target Year	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
2015	54.6%	58.8%	63.0%	67.2%	71.4%	75.6%	79.8%
2016	50.4%	54.6%	58.8%	63.0%	67.2%	71.4%	75.6%
2017	46.2%	50.4%	54.6%	58.8%	63.0%	67.2%	71.4%
2018	42.0%	46.2%	50.4%	54.6%	58.8%	63.0%	67.2%
2019	37.8%	42.0%	46.2%	50.4%	54.6%	58.8%	63.0%
2020	33.6%	37.8%	42.0%	46.2%	50.4%	54.6%	58.8%
2021	33.6%	37.8%	42.0%	46.2%	50.4%	54.6%	58.8%
2022	33.6%	37.8%	42.0%	46.2%	50.4%	54.6%	58.8%
2023	33.6%	37.8%	42.0%	46.2%	50.4%	54.6%	58.8%
2024	33.6%	37.8%	42.0%	46.2%	50.4%	54.6%	58.8%

基準年

5. 中小企業版SBTについて

「2024年11月のSBT申請要件の改訂」について、
SBTの公式WEB（sbtiservicec.com）からの情報を反映していますが、
申請時には、自己責任でHPの確認してください。

<https://sciencebasedtargets.org/>

- SBT事務局が、中小企業の目標設定に向けて独自のガイドラインを設定。
- 2024年11月にガイドラインの改訂があり、変更点を黄色塗り部で示す。

	中小企業向けSBT(2024年11月1日以降)	<参考> 通常SBT
対象	3 / 3 ページに示す要件を満たす企業	特になし
目標年	2030年→申請年から5~10年先の範囲で任意の都市を選択可能 (申請が2024年の場合、2029~2034年)	申請時から5年以上先、10年以内の任意年
基準年	2018~2023年から選択→2015~2023年の間で選択	最新のデータが得られる年での設定を推奨
削減対象範囲	Scope1,2排出量	Scope1,2,3排出量。但し、Scope3がScope1~3の合計の40%を超えない場合には、Scope3目標設定の必要は無し
目標レベル	<ul style="list-style-type: none"> ■ Scope1,2 1.5℃ : 少なくとも年4.2%削減 ■ Scope3 算定・削減 (特定の基準値はなし) 	下記水準を超える削減目標を任意に設定 <ul style="list-style-type: none"> ■ Scope1,2 1.5℃ : 少なくとも年4.2%削減 ■ Scope3 Well below 2℃ : 少なくとも年2.5%削減
費用	1回USD1,250(外税)	目標妥当性確認サービスはUSD9,500(外税) (最大2回の目標評価を受けられる) 以降の目標再提出は、1回USD4,750(外税)
承認までのプロセス	目標提出後、デューデリジェンス (適性評価) が行われる →最初にアカウント作成が必要となり、その際にデューデリジェンスが行われる	目標提出後、事務局による審査 (最大30営業日) が行われる 事務局からの質問が送られる場合もある

2024年11月にSBT申請要件の改訂があり、**アカウント作成と中小企業要件の事前承認**が必要となった

・**アカウントの作成** ・**中小企業要件の事前承認** ・**デューデリジェンス（適性評価）**

1.1 SME Registration Information. **登録情報**

All entities must provide the information detailed in the Registrations Manual. During the due diligence process, SBTi Services ensures that each entity is assigned the correct organization type based on its responses to the provided questions. For entities categorized as SMEs, SBTi Services confirms their eligibility for the target validation route specific tailored for SMEs. For the latest SME eligibility criteria, please click here. It's important to note that SMEs can also choose to set targets using the Corporate Validation Route, in which case this checklist would not apply.

1.2 SME Target Validation Service Selection. **目標設定について**

As outlined in section 2 below, it requires information relevant to the selection of a validation service. Options include setting new near-term targets (including maintenance targets), replacing previous near-term targets, or setting net-zero targets (only available to companies with previously validated 1.5°C near-term targets or a target year within a 5-10 Target Validation Application Checklist for SMEs October 2024 | 5 year timeframe). Companies can also opt to set both near-term and net-zero targets simultaneously.

1.3 SME's Emissions Profile. **排出に関する情報について**

As outlined in section 3 below, it requires details on the entity's emissions inventory necessary for validation, including activities and emissions, in line with the Greenhouse Gas Protocol and the SME Criteria Assessment Indicators.

1.4 Contractual and Payment Information. **契約と支払いに関して**

As outlined in section 4, it covers the Terms and Conditions of our services, as well as administrative details required for invoicing.

<出所>

<https://docs.sbtiservices.com/resources/TargetValidationApplicationChecklistforSMEs.pdf>

- 下記に示す5つの必須要件と4つの追加要件のうち2つ以上を満たす企業が、中小企業向けSBTに申し込むことができる

対象となる中小企業が満たすべき要件	
必須要件	<p>下記の5項目をすべて満たさなければならない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Scope1とロケーション基準のScope2の排出量合計が10,000 tCO₂e未満であること (平均的な電力排出係数に基づく) 2. 海運船舶を所有または支配していないこと 3. 再エネ以外の発電資産を所有または支配していないこと 4. 金融機関セクターまたは石油・ガスセクターに分類されていないこと 5. 親会社の事業が、通常版のSBTに該当しないこと
追加要件	<p>上記の必須要件5項目に加え、以下の4項目のうち2項目以上を満たさなければならない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 従業員が250人未満であること* 2. 売上高が5,000万ユーロ未満であること** 3. 総資産が2,500万ユーロ未満であること** 4. 森林、土地および農業（FLAG）セクターに分類されないこと

* 組織が雇用する全ての従業員数。パートタイマーの従業員を含む

** 申請を行う事業者が、新たな要件に準拠しているかの確認を行うために、収益と資産額を確認できる財務諸表の提出が必要

[出所]SBTi SMALL AND MEDIUM-SIZED ENTERPRISES (SMEs) FAQs
 (<https://sciencebasedtargets.org/resources/files/FAQs-for-SMEs.pdf>) より作成

以上

記載事項は下記の12点

- 目標の妥当性確認 (次頁参照) に関する要望
- 基本情報 (企業名、連絡先など)
- GHGインベントリに関する質問 (組織範囲など)
- Scope1,2に関する質問
- バイオエネルギーに関する質問
- Scope3に関する質問
- 算定除外に関する質問
- GHGインベントリ情報 (Scope1,2,3排出量)
- 削減目標 (Scope1,2,3目標)
- 目標の再計算と進捗報告
- 補足情報
- 申請費用の支払情報

SBTトップページ (<https://sciencebasedtargets.org/>)

→Set a target

→GET STARTED

→③SUBMIT内の「SBTi Target Submission Form」からダウンロード可能です。



目標の妥当性確認の概要



■ SBT認定を申請すると、目標の妥当性確認を通じて認定の可否が審査される

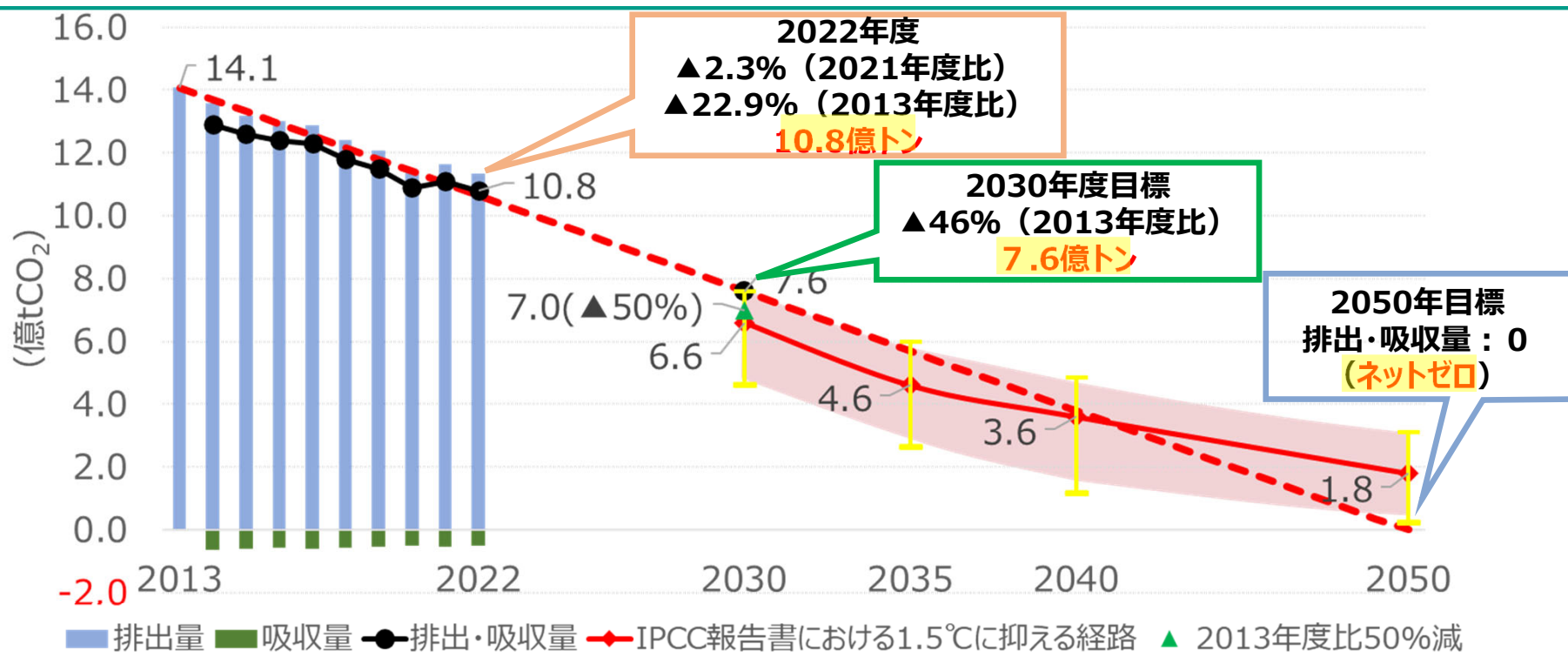
項目	内容
評価対象企業	<ul style="list-style-type: none"> 一次審査（申請書の記載事項に問題が無いか確認するもの）を通過した企業 発展途上国に本社が所在する企業は申請費用が免除される
評価対象目標	<ul style="list-style-type: none"> 目標を全てのSBT基準に照らして評価
目標認定申請書	<ul style="list-style-type: none"> 目標全体の妥当性確認や再提出を望むのであれば、申請書は全て記入しなければならない
レビュー実施者	<ul style="list-style-type: none"> 目標妥当性確認チーム（必要に応じてテクニカルワーキンググループやリーダーシップチームも参加）
提供されるフィードバック水準	<ul style="list-style-type: none"> 詳細なフィードバックが以下の形式で、評価の段階ごとに提供される <ul style="list-style-type: none"> ✓申請内容が基準に合致していなかった場合に、非適合箇所に対処するための推奨事項を含む包括的な目標妥当性確認レポート ✓公式決定文書 ✓リクエストに応じて、SBTiのテクニカルエキスパートとの60分間までのフィードバック
回答期間	<ul style="list-style-type: none"> 公式決定文書と目標妥当性確認レポートは、妥当性確認サービスが開始してから30営業日以内に発行される
決定の有効性	<ul style="list-style-type: none"> 旧バージョンのツール/手法を用いてモデル化され、認定された目標は、最新のツール/手法の発効後、6か月のみ有効。当該期間が過ぎると、目標は新しいツール/手法を用いて再計算されなければならない
連絡	<ul style="list-style-type: none"> 企業には認定の日（SBT事務局からの資料送付時）から1か月以内に、SBTiウェブサイトでの公表日が割り当てられる。これは認定承認のメールで通知される。企業がこの日付に合意しない場合、企業は認定された目標を6か月以内に公開しなければならない。

- Scope1,2のSBT設定手法として、原則「**総量削減**」、「**SDA**」の2手法を推奨している

手法	概要	基準	認定水準
総量削減 Absolute Emissions Contraction	<ul style="list-style-type: none"> • (当初の排出量実績に関係なく) 全企業が排出総量を同じ割合で削減する手法。 • 目標の設定と進捗状況の把握が容易で分かり易い手法。 • 多くのセクターに応用が可能 (ただし、使用が推奨されないセクターもある)。 	総量	1.5℃
SDA Sectoral Decarbonization Approach	<ul style="list-style-type: none"> • IEAが定めた<u>セクター別の原単位</u>の改善経路に沿って削減する手法 • SDAを利用可能なセクターは下記の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 電力 ✓ サービス・商業ビル ✓ 住宅建築 ✓ セメント 	原単位 活動量 (生産数量 等) がベース	1.5℃ (IEA B2DSシナリオ)

2030年度目標及び2050年ネットゼロに対する進捗

- 2022年度の我が国の**温室効果ガス排出・吸収量**は約10億8,500万トン（CO₂換算）となり、2021年度比2.3%減少（▲約2,510万トン）、2013年度比22.9%減少（▲約3億2,210万トン）。
- 過去最低値を記録し、オントラック（2050年ネットゼロに向けた順調な減少傾向）を継続。



○ 温暖化を1.5°C又は2°Cに抑える経路の世界全体の温室効果ガス（GHG）及びCO₂削減量

		2019年の排出水準からの削減量(%)			
		2030	2035	2040	2050
オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5°C(>50%)に抑える	GHG	43 [34-60]	60 [48-77]	69 [58-90]	84 [73-98]
	CO ₂	48 [36-69]	65 [50-96]	80 [61-109]	99 [79-119]
温暖化を2°C(>67%)に抑える	GHG	21 [1-42]	35 [22-55]	46 [34-63]	64 [53-77]
	CO ₂	22 [1-44]	37 [21-59]	51 [36-70]	73 [55-90]

※1：上の図の赤い帯の範囲は、2023年3月に公表されたIPCC第6次評価報告書統合報告書において示された1.5°Cに抑える経路における世界全体の温室効果ガス排出削減量(%)を仮想的に我が国に割り当てたもの。
 ※2：当該報告書では、モデルの不確実性などを加味し、1.5°Cに抑える経路は幅を持って示されているため、2030年、2035年、2040年、2050年時点における排出量は黄色線で幅を持って示している。また、その代表値をつないだものを赤色の実線で示している。